

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業

助成金申請の手引き 〈都内設置（地域活性化につながる再エネ設備）〉

Ver.1.0

令和7年4月

＜交付申請期間＞
令和8年3月31日まで

（お問い合わせ先・申請書類提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称:クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 17 階

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3>

受付時間: 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

改訂履歴

Ver.（更新年月日）	更新箇所	内容
Ver.1.0（令和7年4月1日）	—	初版

《目次》

助成金を申請される皆様へ	3
1. 事業概要	4
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	4
1.2 事業スキーム	4
1.3 申請手続きの流れ	5
2. 助成内容	6
2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)	6
2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)	10
2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)	15
2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)	19
2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)	25
2.6 交付の条件(交付要綱第11条参照)	29
2.7 契約等(交付要綱第12条参照)	30
3. 申請の方法	32
3.1 助成金交付申請期間	32
3.2 申請書類	32
3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）	33
3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項	33
3.5 審査	36
3.6 交付決定(交付要綱第10条参照)	38
3.7 助成事業の開始から完了まで	38
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第21条参照)	41
3.9 交付決定の取消し(交付要綱第22条参照)	41
3.10 不正手続等に対する措置(交付要綱第22条の2参照)	42
3.11 助成金の返還(交付要綱第23条参照)	42
3.12 違約加算金(交付要綱第24条参照)	43
3.13 延滞金(交付要綱第25条参照)	43
3.14 他の助成金等の一時停止(交付要綱第26条参照)	43
3.15 財産の管理及び処分(交付要綱第27条参照)	43
3.16 助成事業の経理(交付要綱第28条参照)	45
3.17 調査等、指導・助言(交付要綱第29条、30条参照)	45
3.18 個人情報等の取り扱い(交付要綱第31条参照)	45
3.19 その他	45
4. 申請書類提出方法等	46
4.1 交付申請	46
4.2 実績報告	47
4.3 その他提出書類	47
4.4 様式一覧	48
4.5 提出書類一覧	49
4.6 提出書類とその注意事項	53
5. 申請書類作成例	70
6. よくある質問	82
6.1 助成金制度について	82
6.2 助成対象について	84
6.3 申請方法について	87
6.4 その他	89



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

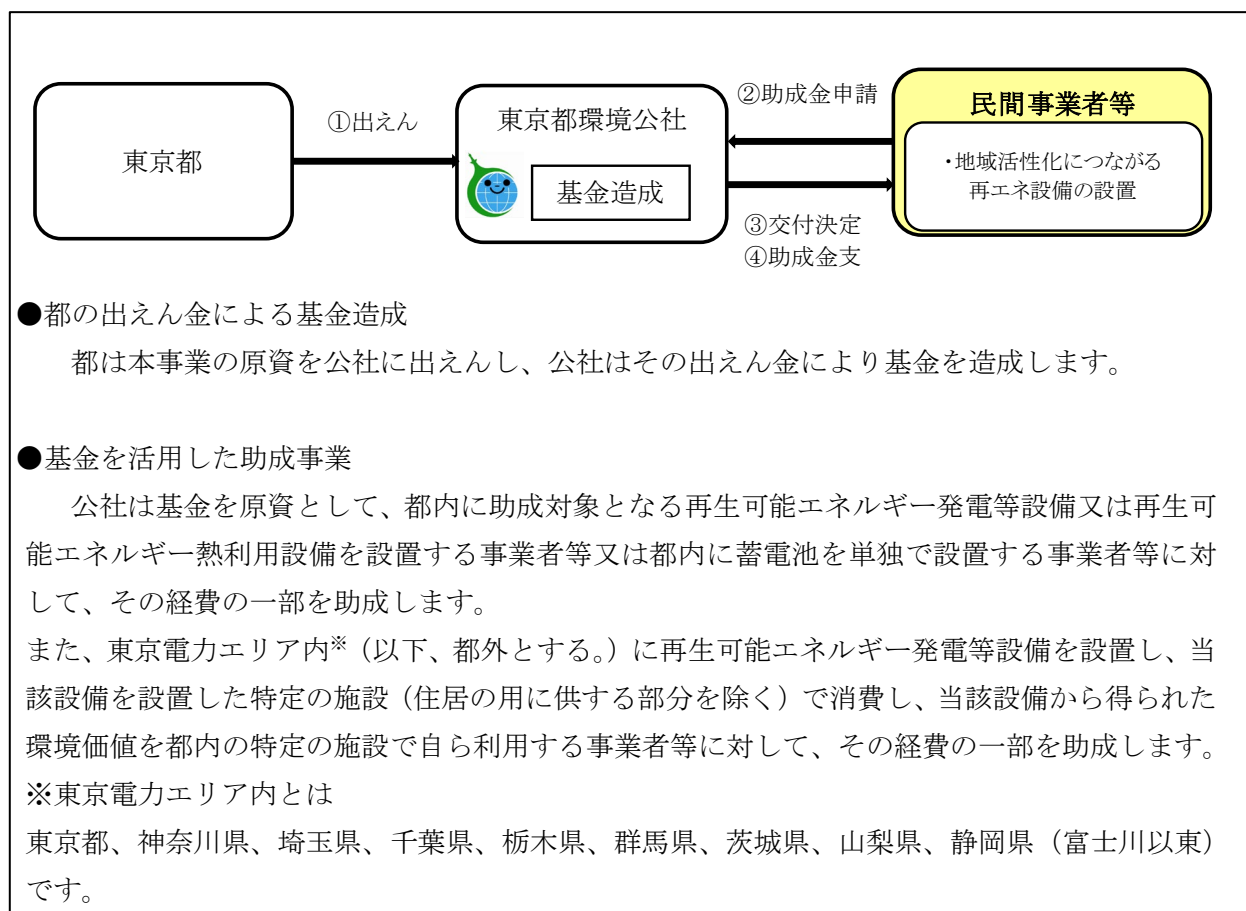
1. 本事業の実施については、「地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業助成金（都内設置・蓄電池単独設置）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡、他の物件と交換、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、交付要綱別表第5に掲げる期間をいう。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

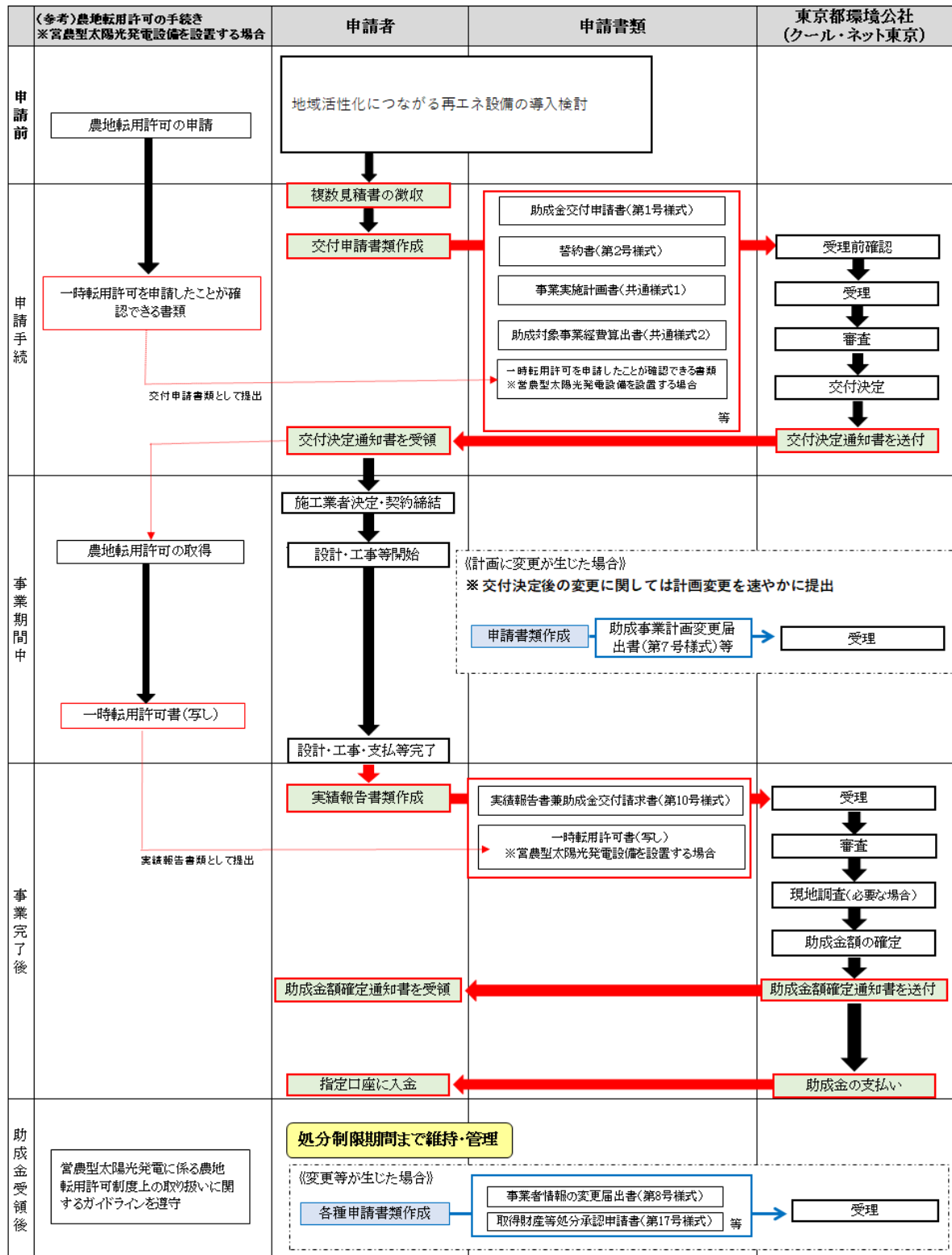
地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、地産地消型再生可能エネルギー発電等设备若しくは再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者又は蓄電池を単独で設置する（既設の地産地消型再生可能エネルギー発電設備へ新規に併設する場合も含む。）事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行うものです。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間 : 令和6年度から令和8年度まで（助成金の交付は令和9年度まで）
- 本事業の予算額 : 令和7年度 91.3億円

1.3 申請手続きの流れ



2. 助成内容

2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が定める要件に適合する地域活性化につながる再エネ設備※を都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に設置し、当該設備から得られた再エネ電気を都内の特定の施設に供給し、当該施設で消費する事業とします。

更に、本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でない必要があります。

※地域活性化につながる再エネ設備とは、地産地消型再生可能エネルギー発電設備のうち、地域経済の活性化や地産地消によるレジリエンス向上等につながる営農型太陽光発電又は廃材等を利用したバイオマス発電及びそれに併設する蓄電池をいいます。

- ・営農型太陽光発電とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。

本事業では、営農するための権利を有している者（以下「営農者」という。）が農業分野における脱炭素化の取組を推進するため、営農者自身が発電設備を設置することを原則とします。

営農型太陽光発電の実施にあたっては、農林水産省が制定する営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン（最新版）を遵守することが要件であるため、営農の継続が条件となります。よって、**営農が行われない等により、農地法に基づく一時転用許可が取り消された場合や更新が不許可である場合には、交付決定の取消しを受けることがあります。取消しを受けた場合において、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。**

- ・廃材等を利用したバイオマス発電とは、再エネ設置地域から発生する地域資源（家畜排せつ物、山林未利用材、食品残さ（もみ殻等））などを利用したバイオマス発電です。



【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備とは】

本事業における地産地消型再生可能エネルギー発電等設備とは、「地産地消」を目的とした設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定に係る発電に用いるもの※を除く。）及びその附属設備並びにこれらの設備と併せて導入する蓄電池をいいます。

※FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備

「地産地消型」とは、次のような場合を指します。

- ①再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設置設備から得られた再エネ電気を、当該設置施設で消費する場合

※再生可能エネルギー利用設備の設置者と当該設置建物の所有者が異なる場合を含みます。

- ②再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設置設備から得られた再エネ電気を、一般電気事業者の送電網を用いて送電し、消費する場合（いわゆる自己託送）

- ③再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設置設備から得られた再エネ電気を、自営線により送電し、消費する場合

- ④再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設置設備から得られた再エネ電気を、小売電気事業者を介して需要家に供給し、消費する場合
（当該再エネ電源を特定して供給し、消費する場合に限ります。）

※「住居の用に供する部分を除く」について

○再生可能エネルギー発電等設備から得られたエネルギーを、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（発電設備の場合は電力契約）が明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで地産地消することが確認できれば助成対象となります。

○マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーを地産地消することを確認できれば助成対象となります（住居部分で使用する場合は対象外）。

○高齢者施設等は、介護のサービス業として助成対象事業者になることができます。

○テナントビル等では、再生可能エネルギーを地産地消することが確認できれば助成対象となります。

○同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。



【住民説明会の実施について（交付要綱第3条第3項）】

本事業の実施について、下表に定める設置場所に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、再エネ設置地域における地元住民等の十分な理解が得られる事業である必要があります。

下表に従い、再エネ設置地域の住民等を対象に、説明会又は事前周知（以下「説明会等」という。）を実施してください。

	低圧（50kW 未満）	高圧・特別高圧（50kW 以上）
説明会等の実施	○（事前周知）	○（説明会）

○説明会

下記の事項を説明してください。説明会には、助成対象事業者等が出席し、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。

- ・再エネ発電事業計画の概要
- ・関係法令（条例を含む）の遵守状況
- ・再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得状況
- ・再エネ発電事業の設置工事の概要
- ・関係者（主な出資者を含む。）に関する事項
- ・再エネ発電事業実施に伴う影響と予防措置（安全、景観、自然環境・生活環境、廃棄物等）

○事前周知

上記説明会における説明項目を、次のいずれかの方法によって再エネ設置地域の住民等に周知し、実施したことを証する資料を提出してください。

- ・ポスティング又は戸別訪問による書面配布
- ・インターネット上で再エネ設置地域の住民等の閲覧に供するとともに、主たるホームページのアドレスを回覧板又は関係自治体の公報若しくは広報誌へ掲載

⚠ 【その他の要件】

- ① 再エネ設置地域の自治体又は自治会等との間で、実施要綱第4条第1項第三号に規定する地域活性化につながる再エネ設備又はそれに併設する蓄電池に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。
- ② 再エネ設置地域との関係構築要件として以下のいずれかを満たすものであること。

	要件
ア	再エネ設置地域の教育機関等において環境教育を実施すること。
イ	再エネ設置地域における雇用の創出を図ること。 (例：施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせる等)
ウ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

- ③ 営農型太陽光発電設備を設置する事業の場合、以下の要件をすべて満たすこと。

	要件
ア	農林水産省が制定する営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン（最新版）を遵守すること。 また、パネル下部の農業生産において、1年目から収穫・販売に努めること。
イ	発電事業者は、農地の所有権又は営農するための権利を有していること。 ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。
ウ	発電事業者と営農者が異なる場合は、共同で交付申請を行うこと。
エ	農業用途で優先的に電力を消費するよう努めること。
オ	営農者は、東京都GAP認証制度若しくは東京都エコ農産物認証制度の取得又は農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン（農林水産省）に基づく環境価値負荷低減の「見える化」の取組に努めること。

※イの項目において一定の関係性がある以下のような場合も例外として認める。

- ・ 発電事業者が営農者又は土地所有者と同一のグループ会社
- ・ 発電事業者が営農者を含むSPC
- ・ リースを活用する場合、発電設備のリース使用者が営農者
- ・ その他公社が営農者と発電事業者に一定の関係性があると認めるもの

- ④ 廃材等を利用したバイオマス発電設備を設置する事業の場合、以下の要件をすべて満たすこと。

	要件
ア	バイオマス依存率のうち、再エネ設置地域から発生した廃材等が60%以上であること。

2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者で法人格を有する者又は個人事業主のうち、助成対象事業を実施する者とします。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

	事業者の種別
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。

※助成対象事業者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。

ただし、助成対象設備を導入する施設及び消費施設は、「都内」である必要があります。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	事業者の種別
ア	過去に税金の滞納がない者
イ	刑事上の処分を受けていない者
ウ	東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

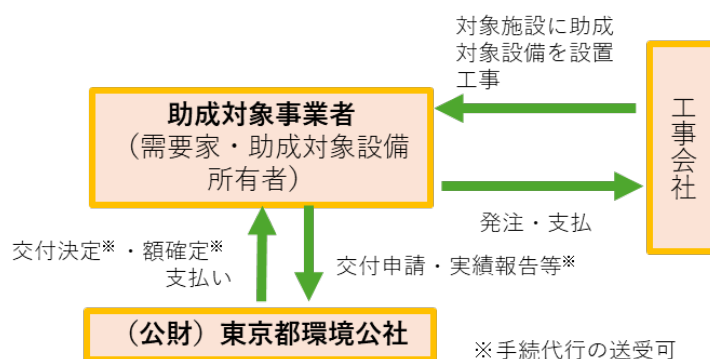
（３）上記（１）の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

	事業者の種別
①	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
②	暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
③	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（４）申請時には次に示す助成対象設備の所有者が異なる 5 つの申請スキーム区分のいずれかで申請してください。１）～４）に該当しない場合は事前に公社へご相談ください。なお、各スキームで交付申請時に必要な書類とその注意事項は、「4.6 提出書類とその注意事項」を参照してください。

１）「自己所有」での申請

「自己所有」のスキームイメージは次のとおりです。



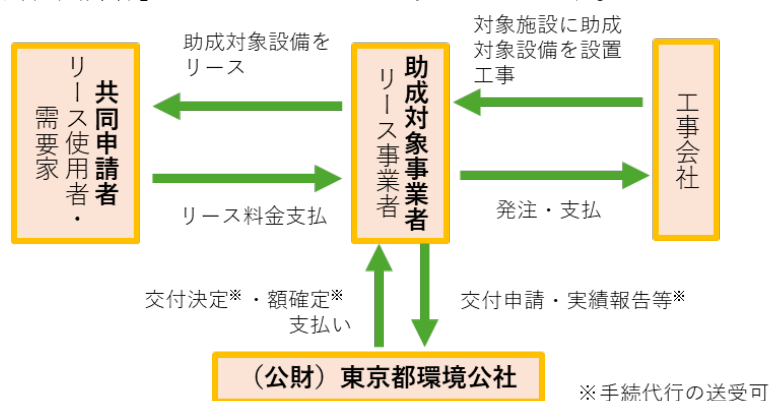
申請については、次の点を注意してください。

①需要家と助成対象設備の所有者が一致していること

※需要家とは…特定の施設に対して、再エネ電気等の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者です。

２）「リース事業者所有」での申請

「リース事業者所有」のスキームイメージは次のとおりです。



申請については次の点を注意してください。なお、助成金はリース事業者に支払われます。

- ①助成対象設備の所有者であるリース事業者（助成対象事業者）と助成対象設備のリース使用者である需要家（共同申請者）との共同申請を行うこと
- ②リース事業者及びリース使用者は、2.2（１）～（３）の要件を満たす者であること
- ③リース使用者・需要家の種別に応じて助成金額を算出すること
- ④リース事業者は、１申請につき１社とすること
- ⑤同一事業において、自己購入とリースの併用は認められないこと
- ⑥助成対象設備は、処分制限期間中使用すること
- ⑦処分制限期間内に処分（又はリース使用者へ所有権を移転）を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとする
- ⑧リース使用者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。

※当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、助成金相当分の減額は不要です。合意が取れていることがわかる書類を実績報告時まで提出してください。交付申請時に合意が取れていない場合は、合意文書の案文を交付申請時に提出してください。

※助成対象設備について賃貸借契約を貸主と借主で締結する場合は、２）中の「リース事業者」を「貸主」、「リース使用者」を「借主」、「リース契約」を「賃貸借契約」と読み替えてください。

 【リース契約とは】

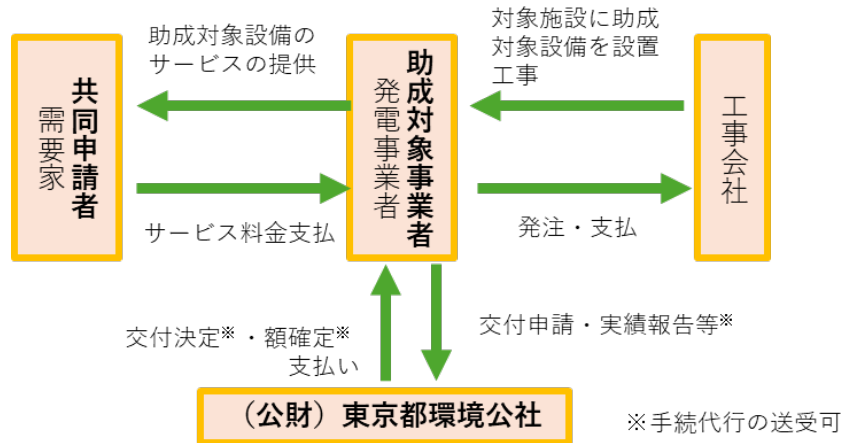
契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること

イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りでない。

3) PPA 事業(発電事業者所有・請求)

需要家が、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置し発電を行う事業者（以下「発電事業者」という。）との間で、当該設備から得られた再エネ電気等を特定の施設に対して供給する契約を締結する第三者所有モデル「PPA 事業(発電事業者所有・請求)」のスキームイメージは次のとおりです。

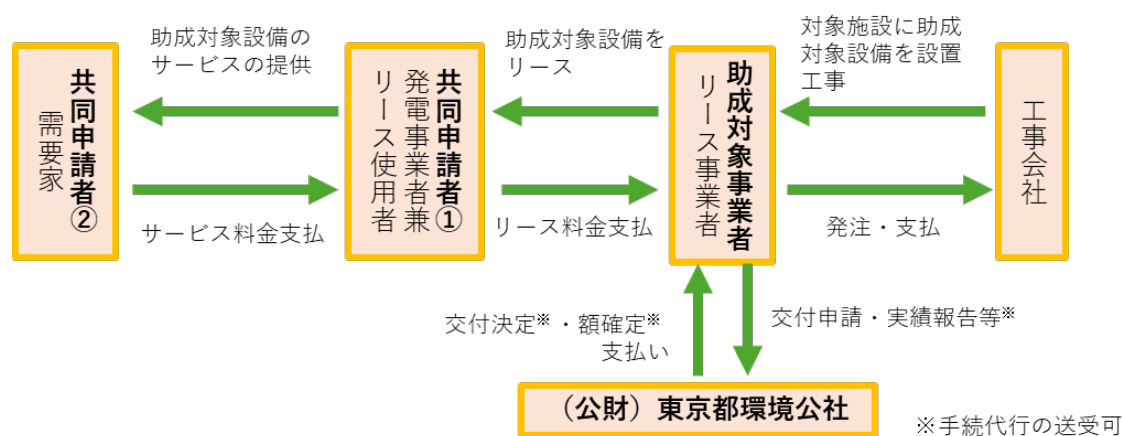


申請については次の点を注意してください。なお、助成金は発電事業者に支払われます。

- ①助成対象設備の所有者である発電事業者（助成対象事業者）と需要家（共同申請者）が共同申請を行うこと
- ②発電事業者及び需要家は、2.2（1）～（3）の要件を満たす者であること
- ③営農型太陽光発電を申請するにあたり、発電事業者は、2.1 助成対象事業【その他の要件】の③イ及びウを満たす者であること。
- ④同一事業において、自己購入と PPA 事業の併用は認められないこと
- ⑤助成対象設備は、処分制限期間中使用すること
- ⑥処分制限期間内に処分（又は需要家へ所有権を移転）を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとする
- ⑦再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力について、他の小売電気事業者と自由に契約ができる旨を契約前に需要家に説明すること
- ⑧再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力の電力需給契約について、需要家との契約書に「他の小売電気事業者と自由に契約できること」、「助成対象事業者と契約する場合においては、需要家の意向に応じ速やかに契約解除ができること」を記載すること。
- ⑨本助成金は、再生可能エネルギー発電等設備の導入のためのみに充当すること（仮に助成対象事業者が需要家と再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力についても電力需給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできない。）。

4) PPA 事業(リース事業者所有)

リース事業者が助成対象設備を所有し、リース料を発電事業者に請求し、発電事業者が需要家に対して売電を行う事業(「PPA 事業(リース事業者所有)」)のスキームイメージは次のとおりです。



申請については次の点を注意してください。

- ①助成対象設備の所有者であるリース事業者（助成対象事業者）とリース使用者兼発電事業者（共同申請者①）、需要家（共同申請者②）が共同申請を行うこと
- ②リース事業者及び発電事業者、需要家は、2.2（1）～（3）の要件を満たす者であること
- ③営農型太陽光発電を申請するにあたり、リース使用者兼発電事業者は、2.1 助成対象事業【その他の要件】の③イ及びウを満たす者であること。
- ④リース事業者は、1 申請につき1社とすること
- ⑤同一事業において、自己購入とリースの併用は認められないこと
- ⑥リース使用者である発電事業者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること

※当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、助成金相当分の減額は不要です。合意が取れていることがわかる書類を実績報告時まで提出してください。交付申請時に合意が取れていない場合は、合意文書の案を交付申請時に提出してください。

- ⑦2.2（3）③⑤～⑨を満たすこと

2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第 11 条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

共通事項	(※下記1～4の設備の共通事項)
	次の全ての要件を満たすものであること。 ① 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定を受けない自家消費を主たる目的としたもの（FIT 制度又は FIP 制度において認定を受けないもの）であること。 ② 再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、発電した電力の需要先の年間消費電力量の範囲内であること。 ③ 再生可能エネルギー発電設備で発電した電気のうち、需要先で消費した電気の環境価値は、需要先で消費すること。 ※ 年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料（4.6（1）⑭対象施設等で必要とされる電力の計算根拠を参照してください。）を交付申請時に提出してください。 ※ 上記①、②及び③の要件を満たした上で、休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分を FIT 制度又は FIP 制度によらずに電気事業者等との個別契約において売電等を行うことは構いません。 注意） 売電を主目的（発電電力＞消費電力）とした事業は対象外です。 ※ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）に従ったものに限るものとする。 ※ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）第 3 条第 2 項 に規定するものとする。

1. 太陽光発電

太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※太陽光発電システム出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの J I S 等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの J I S に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kW を単位とし、1 kW 以上の場合は、小数点以下を切り捨て、1 kW 未満の場合は、小数点第 2 位を切り捨て）とします。

2. バイオマス発電

バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を含みます。

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)をいいます。

バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする。

※ 副燃料として、化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

3. 蓄電池

次の全ての要件を満たすものとする(リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も含む。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、下記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。)

- ① 地産地消型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置すること。
- ② 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備から電気を優先的に蓄電すること。
- ③ 定置用であること。
- ④ 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等※(JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書(モジュール以上))の提出が可能なものであること。

※定格容量が 20kWh 未満の蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)で事前に登録されていることが確認できる書類の提出でも可能です。

4. バイオマス燃料製造

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都条例第34号）第3条第2項に規定するものとする。

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、③及び④の要件は不要とする。

① バイオマス発電設備と併せて設置すること。

② バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量 (Nm^3/h 又は kg/h)、複数種の場合は $n=1,2,3,\dots$ の総和

B: バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm^3 又は MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量 (Nm^3/h 又は kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm^3 又は MJ/kg)、複数種の場合は $m=1,2,3,\dots$ の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

③メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ ガス製造量：100 Nm^3 /日以上
- ・ 低位発熱量：18.84 MJ/Nm^3 (4,500kcal/ Nm^3) 以上

④メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ 製造量：固形化 150 kg /日以上
液 化 100 kg /日以上
ガス化 450 Nm^3 /日以上
- ・ 低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000 kcal/kg) 以上
液 化 16.75 MJ/kg (4,000 kcal/kg) 以上

ガス化 4.19 MJ/Nm³ (1,000 kcal/Nm³) 以上

※製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備・熱利用設備の燃料として使用するものとします。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定に係る発電に用いるものを除く。）

2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

費目	内容	備考
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	・設計費 事前調査費、基本及び実施設計費 <助成対象外の例> ①建屋の建設にかかる基本及び実施設計費 ②建築確認申請費用
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	・機械装置、電気制御装置、配管・ケーブル等の材料費及びこれらに附帯する設備に要する経費 ①購入費 ②製造（改造を含む）費 ③輸送費 ④保管費 ・運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの ①計測機器 ②データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用に使用するものに限る。） ③表示装置（ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。） ※増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。 ※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。 ※機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、助成対象とします。 <助成対象外の例> ① 土地の取得及び賃借料（リース代） ② 建屋 ③ 気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用 ④ 中古品 ⑤ 予備品

工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	・機械基礎工事（ただし、必要最低限の工事のみ） ・法令で定められている必要不可欠な工事（ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及び屋上に助成対象設備を設置する場合のフェンス工事は対象外とします。） <助成対象外の例> ①機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事） ②建屋 ③既設構築物等の撤去費、移設費、処分費 ④植栽及び駐車場等の外構工事費 ⑤系統連系申請費用等の各種申請費用
-----	-------------------------------	--

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

➤ 次の場合は、助成対象外とします。

①公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

②設計費、設備費及び工事費に係る消費税相当額

③金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑤本事業以外で都の資金を原資とした助成金を受領した、若しくは今後受領する予定のある経費

※都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 配管及び配線

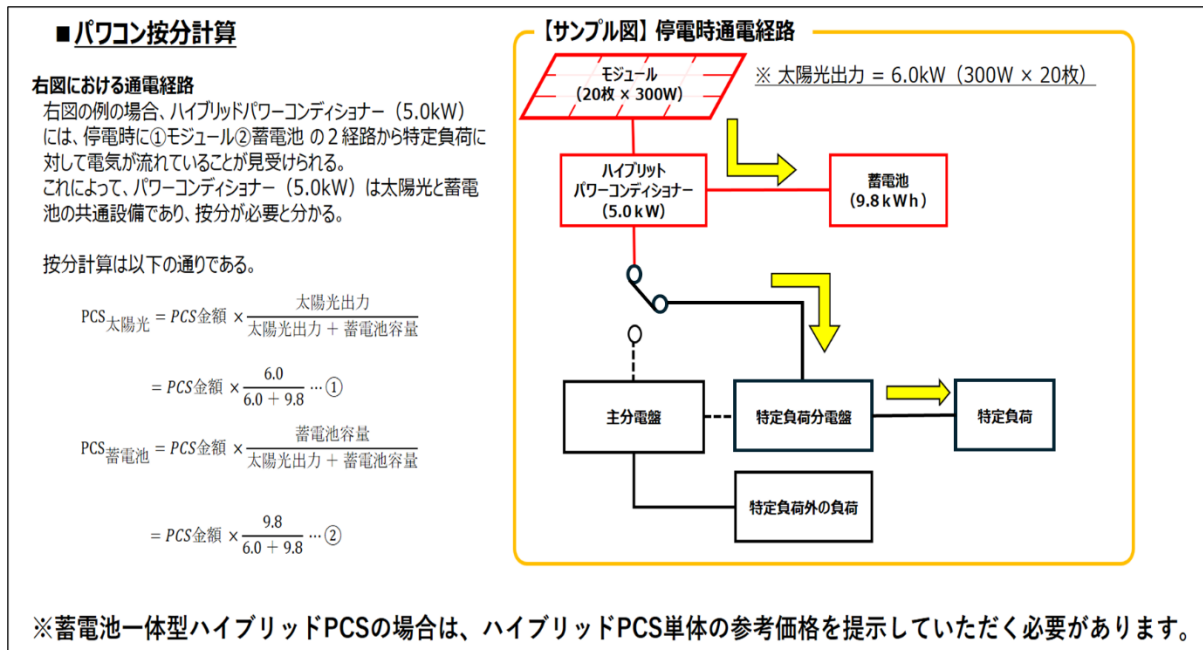
助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

➤ リース契約の場合

リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、使用料金から助成金相当分を減額してください。なお、リース事業者とリース使用者の間で、減額が不要であることが合意されていれば、減額は不要です。

➤ 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合

共通利用設備等の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。



➤ 電気自動車へ充放電できる機能を有するパワーコンディショナ（以下、TPCS とします。）を導入する場合

①全額助成対象となる場合（電気自動車を保有している若しくは実績報告時までに所有する予定の場合）

電気自動車を既に所有している場合は、車検証を交付申請時に提出してください。電気自動車を実績報告時までに所有する場合は、その旨がわかる書類を交付申請時に提出し、実績報告時に車検証を提出してください。

②全額助成対象とならない場合

①以外で TPCS を導入する場合は、電気自動車へ充放電できる機能は、助成対象外の機能とみなすため、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の 2/3 を助成対象経費とします。

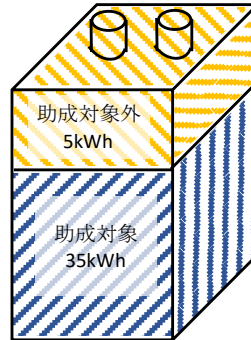
➤ 蓄電池を導入し助成対象となる場合

「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「5時間」までを助成対象の蓄電池容量とします（再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます。）。

〈例〉太陽光発電システム出力7kW、蓄電池：40kWの場合



太陽光発電システム
出力 7kW



蓄電池助成容量 35kWh
助成対象外容量 5kW

蓄電池の助成対象経費となる蓄電容量は最大 35kWh（7kW×5時間）となり、35kWhを超える部分は助成対象外となります。

【既に蓄電池が単独で設置されている施設へ再生可能エネルギーと蓄電池を追加導入する場合】

①蓄電池単独設置で蓄電定格容量 10kWh の蓄電池を設置

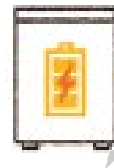


蓄電池定格容量 10kWh

②本事業で発電設備と新たな蓄電池を設置



太陽光発電システム
出力 5 kW



蓄電池定格容量 20kWh
助成対象となる蓄電池定格容量 15kWh

①で蓄電池を単独で設置し、②でさらに蓄電池を増設する場合、助成対象蓄電容量が控除されます。

例の場合、発電容量 5 kW に 5 時間乗じた蓄電容量が助成対象となる蓄電容量の上限となり、①で蓄電池を単独設置されている蓄電池容量 10kWh を控除する必要があります。

従って、②で申請する時の蓄電池の助成容量の上限は 15kWh となり、5 kWh 分については、助成対象外として申請する必要があります。

➤ バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備において、FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けない場合

供給と発電の共通利用設備等の助成対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分し、発電設備分のみが助成対象経費となります。なお、熱利用設備の申請については、「都内設置（発電設備・熱利用設備）」で申請可能になり、按分した結果の熱利用設備分のみが助成対象経費となります。詳細は、「都内設置（発電設備・熱利用設備）」助成金申請の手引きをご確認ください。

➤ バイオマス燃料製造設備を導入する場合

バイオマス発電設備、熱利用設備及び燃料製造設備を同時導入する場合において、燃料設備の助成対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率でそれぞれに計上し、発電設備分のみが助成対象経費となります。なお、熱利用設備の申請については、「都内設置（発電設備・熱利用設備）」で申請可能になり、計上した熱利用設備分は助成対象経費となります。詳細は、「都内設置（発電設備・熱利用設備）」助成金申請の手引きをご確認ください。

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益排除を行います。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者（交付要綱第8条第2項に掲げる共同で申請を行う者を含む。）の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

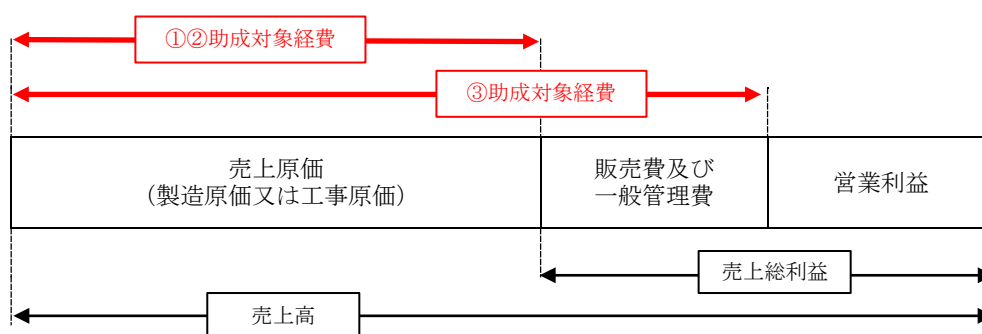
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)

「2.4 助成対象経費」について、本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象事業者や助成対象設備の種別に応じて以下に示す算出方法を用いた金額とします。

なお、上限額は助成対象事業者の種別や助成対象設備の種類にかかわらず、2億円*とします。

【助成対象事業者の種別及び助成率】

助成対象事業者の種別		助成率
①	中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項の要件を満たす民間企業(次頁参照)	3/4以内
②	個人事業主	
③	独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人	
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人	
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人	
⑥	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人	
⑦	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人	
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等	
⑨	法律により直接設立された法人	
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者	
⑪	①から⑩以外の民間事業者	2/3以内

※一構内において複数建物があり、複数建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、再生可能エネルギー発電等設備の設置に係る契約を建物ごとに締結している場合等については、1契約ごとに1事業として扱います（例：2つの建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、太陽光発電設備を施工する契約を建物ごとに2施工契約結ぶ場合、2事業として扱います。この場合の助成金の上限額は施工契約ごとに2億円となります。）。ただし、同一建物に同一の再生可能エネルギー発電等設備する場合においては、施工契約を分けて設置しても上限額は2億円となります。

- 共同申請により２者以上申請を実施する場合は、需要家の種別に応じて助成金額を算出してください。
- 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の要件を満たす会社及び個人とは、次の要件を満たす者とします。

業種分類（日本標準産業分類）	要 件
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は 常時使用する従業員の数 300 人以下
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下又は 常時使用する従業員の数 100 人以下
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下又は 常時使用する従業員の数 100 人以下
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下又は 常時使用する従業員の数 50 人以下

注 1）この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注 2）「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注 3）資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たす必要があります。

注 4）「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注 5）中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例：有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律））及び士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）です。

<参考>中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【太陽光発電設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業単独で受給する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×3/4（助成率） ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×22 万円/kW
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×20 万円/kW

【太陽光発電設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×3/4 ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×22 万円/kW ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×2/3 ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×20 万円/kW ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】

【太陽光発電設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）の計算例】

助成対象経費：9,000,000 円、国等の補助金額（本助成対象分）：3,000,000 円、太陽光発電システムの発電出力：15kW の場合

- ① {助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×3/4
 (9,000,000 円－3,000,000 円)×3/4
 =4,500,000 円
- ② 太陽光発電システムの発電出力（kW）×20 万円/kW
 ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】
 15kW×22 万円/kW×{(9,000,000 円－3,000,000 円)÷9,000,000 円}
 =2,200,000 円

①>②となるため、②の 2,200,000 円が助成対象となる。

【太陽光発電設備以外の発電設備を導入する場合】

助成金額は、投資回収年数が処分制限期間を下回る場合は次のとおりとなります。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \text{助成率} \quad (3/4 \text{ (①～⑩の事業者)} \text{ 又は } 2/3 \text{ (⑪の事業者)})$$

なお、投資回収年数とは、次のとおりです。

①本事業のみで申請する場合

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{助成対象経費} - \text{助成金額}}{\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}}$$

②国等の補助金等を併用して申請する場合

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額(本助成対象分)} - \text{助成金額}}{\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}}$$

※対象設備の年間維持管理費用が自家消費による年間電力購入費削減額を超過する場合（投資回収年数の算出結果がマイナスとなる場合）は、助成対象外となります。

・助成金額：助成対象経費×助成率（3/4（①～⑩の事業者）又は2/3（⑪の事業者））

・自家消費による年間電力購入費削減額： $\frac{\text{設置場所の年間電力費用}}{\text{設置場所の年間電力消費量}} \times \text{再エネ設備から供給される発電量}$

・対象設備の年間維持管理費用：処分制限期間に掛かる維持管理費を1年間の平均値として算出したもの

維持管理費に含まれるもの： 修繕費（設備の修繕や交換に必要な費用）
保守点検費（保守点検やセキュリティに関する費用等）
人件費（設備運営に要した社員人件費）
保険料
その他助成対象設備を維持管理するのに発生が見込まれる費用

維持管理費に含まれないもの：土地等賃借料
法人税・固定資産税
事務所経費（事務所の維持費や各種申請費）

投資回収年数が処分制限期間を上回る場合は、次より助成金額を算出します。

①～⑩の事業者

$$\text{助成金額} = (\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}) \times \text{処分制限期間} \times 2$$

⑪の事業者

$$\text{助成金額} = (\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}) \times \text{処分制限期間}$$

2.6 交付の条件(交付要綱第 11 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 善良な管理者の注意を持って助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(2) 交付決定が取り消された場合は、それに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第 22 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

(3) 助成金を返還請求された場合は、納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第 23 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 24 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。また、この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 25 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付してください。

(4) 報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は、公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求めた場合、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

(5) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力してください。

(6) 都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者（2 者以上いる共同申請の場合は、需要家等を含む。）は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

(7) 省エネルギー診断を受診すること

助成事業者（2 者以上いる共同申請の場合は、需要家等を含む。）は、公社が実施している省エネルギー診断を実績報告書提出までに受診してください。ただし、省エネルギー診断の対象でない事業者や、省エネルギー診断受付終了等の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

※省エネルギー診断の対象は、前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所になります。

※交付申請時点から過去 3 年以内に上記省エネルギー診断を受診している場合は、省エ

エネルギー診断を受診することができません。その場合は、報告書の表紙の写しを提出してください。過去の省エネルギー診断報告書を紛失等している場合は、省エネルギー診断の担当者へご連絡ください。

※省エネルギー診断を受診したが、実績報告書提出締切までに省エネルギー診断報告書を提出できない場合は、実績報告書提出前に公社へ相談してください。

(8) 助成事業概要及び省エネルギー対策の取組等を公表すること

インターネットの利用又はその他適切な方法により、設置した地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の導入の参考となる情報及び助成事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表してください。

(9) 他の事業所等において再生可能エネルギー設備が導入できるか検討すること

助成事業者が、複数の事業所等を有している場合は、本事業と同様の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備が可能であるかどうかを検討してください。

(10) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議が公表している「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（最新版）を遵守するよう努めてください。

(11) 営農型太陽光発電を設置する事業においては、一時転用許可を取得すること

(12) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

2.7 契約等(交付要綱第 12 条参照)

(1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

交付申請時には、競争による見積を聴取した根拠として、2 社以上の見積を提出する必要があります。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載した書類を提出してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは…

特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合等を指します。

(2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する

【都内設置・民間事業者向け（地域活性化）】

場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください（助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。）。

3. 申請の方法

3.1 助成金交付申請期間

交付申請期間： 申請受付開始から令和8年3月31日（火）17：00 必着

- （１）交付申請期間を過ぎた後に到着した申請書は、受理できませんのでご注意ください。
- （２）受理前に申請内容を公社が確認し、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、公社が求めた修正を行わないときは受理できないので、ご注意ください。
- （３）交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- （４）上記期間に受理された交付申請書は、受理ができた順に審査を行います。
- （５）受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日の17時（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- （６）予算超過日に申請書類を受理した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に受理した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。

3.2 申請書類

- （１）助成対象事業者は、「4. 申請書類提出方法等」や「電子申請手引き（交付申請）」を参考に申請書類一式を作成し、公社のHPから電子申請してください。
なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えをご用意ください。
申請書類の様式については、公社のホームページから最新の様式をダウンロードして使用してください。古い様式の場合には受理できませんので十分ご注意ください。

URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3>)

- （２）必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。手続代行者、申請者とも次に記す内容を理解したうえで手続きを行ってください。

- （１）助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、本手引き 2.2（２）に該当し、同手引き 2.2（３）に該当しないものでなければなりません。
- （２）手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、助成対象事業者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようにしてください。
- （３）公社は原則として、申請書類等についての助成対象事業者への質問や修正依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。
- （４）交付決定通知書、助成金額確定通知書等公社からの通知文の送付は、助成対象事業者に対して行います。ただし、助成対象事業者が手続代行者に対する通知文の送付を求めた場合、手続代行者へ送付します。手続代行者は通知文が手元に到着したら、速やかに助成対象事業者に共有してください。なお、手続代行者への郵送を希望する場合は、手続代行者への郵送先がわかる資料（登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し等）を提出してください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項

助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

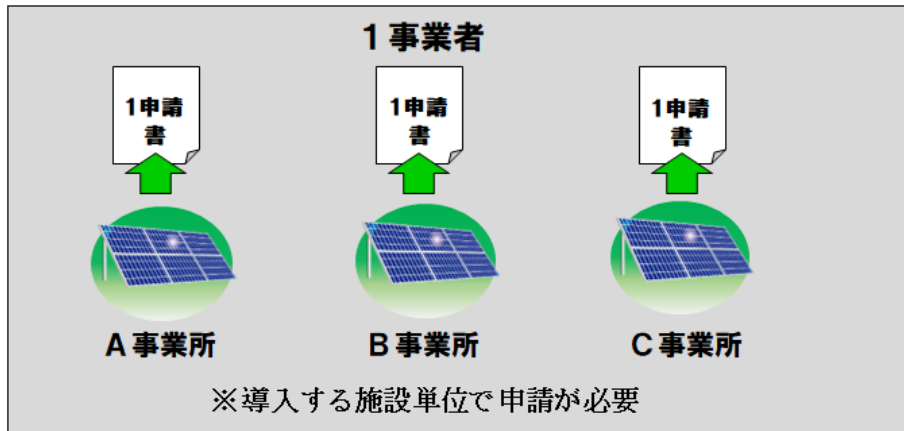
- （１）助成対象事業者や共同申請者が、助成対象設備を設置する施設の所有者又は管理者ではない場合、施設の所有者又は管理者から同意を得た上で、申請してください。
- （２）申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある、公社が必要に応じて求めた書類を提出できない場合は、不交付決定となる場合があります。
- （３）申請単位は、電気事業者との 1 需給契約に対し、一つの申請単位とします。
地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する場合においては、電気事業者との 1 需給契約に対し、一つの申請単位とします。

※一構内複数の建屋ごとに再生可能エネルギー設置に係る契約を結ぶ場合は 1 契約 1 事業とします。ただし、導入する再生可能エネルギーの発電容量は需要先での消費電力

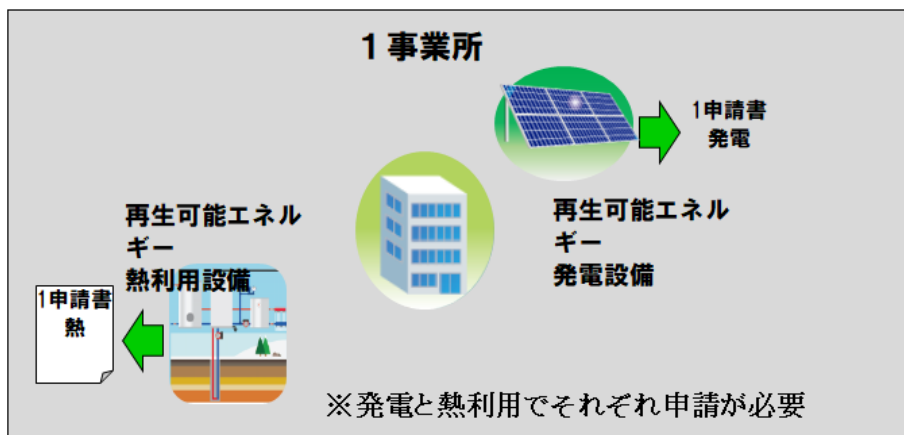
量の範囲内であること。

※再エネ発電設備設置住所と電力消費住所が異なる場合（2.1 助成対象事業③、④）は、この限りではありません。

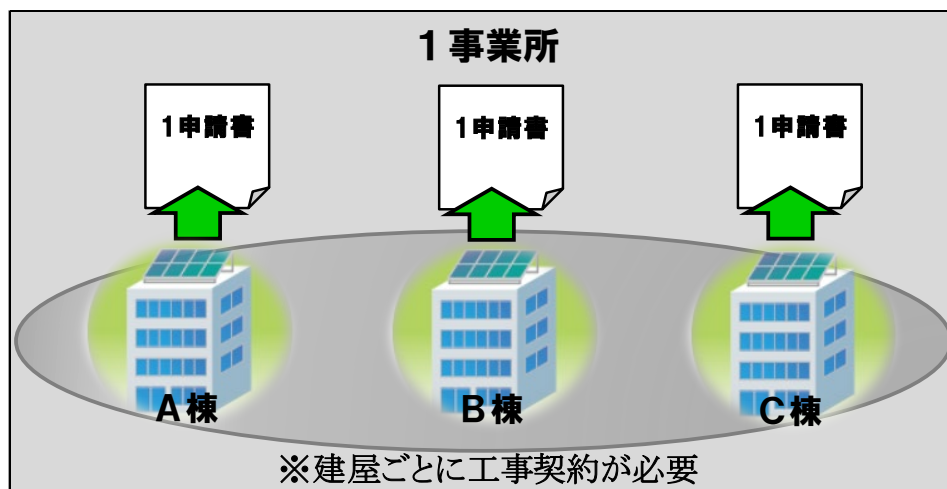
【1つの事業者が複数申請する場合】



【1つの施設で地域活性化につながる再エネ設備と地産地消型再エネ利用設備を導入する場合】



【1つの施設で複数の申請する場合】

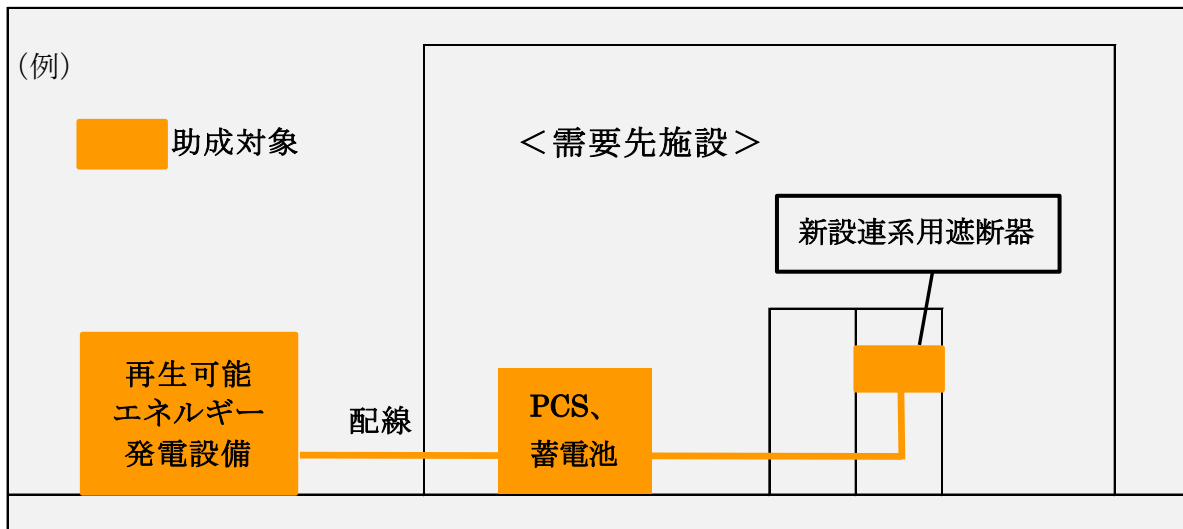


※こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。

（４）助成対象範囲は、次のとおりとします。

① 地域活性化につながる再エネ設備を導入する場合

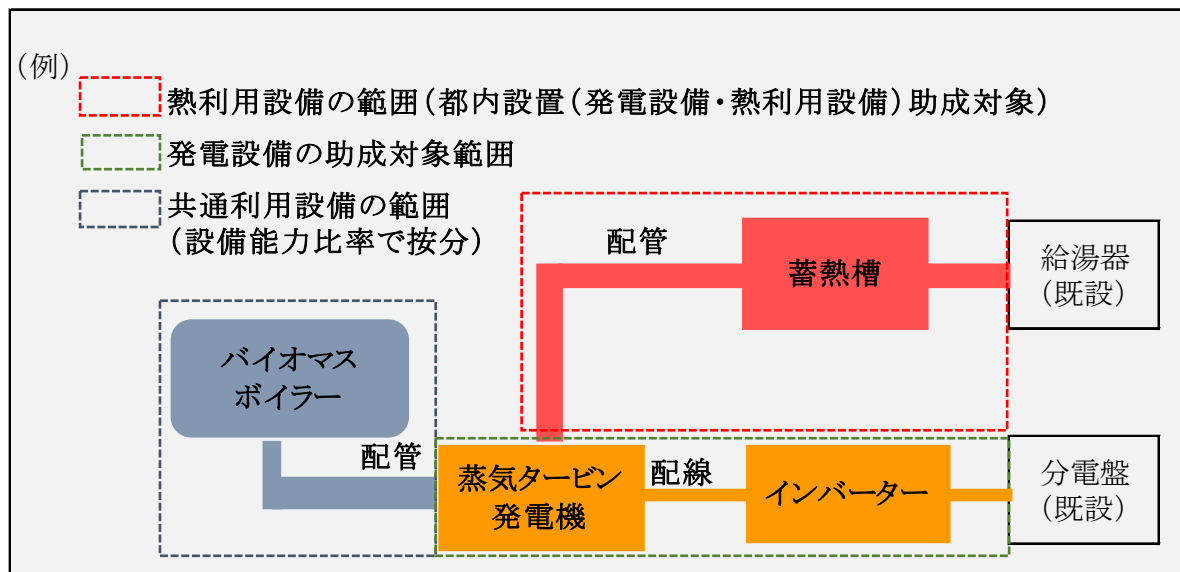
地産地消型再生可能エネルギー発電等設備から連系用遮断器までを助成対象範囲とします（原則、発電設備の専用設備のみとします。）。



② バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備において、FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けない場合

⇒発電と熱供給の共通利用設備は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分します。

都内設置（地域活性化につながる再エネ設備）では、発電設備分が助成対象経費になります。なお、熱利用設備については、都内設置（発電設備・熱利用設備）でご申請ください。



（５）申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。

- ①助成対象設備の仕様については、必要に応じて機器カタログなどを用いて記載してください。
- ②電力の計測点（電力：電流・電圧、）は、機器配置図に明記してください。
- ③地産地消型再生可能エネルギー発電等設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- ④助成対象設備は、図面（機器配置図、単線結線図、システム系統図）上判別がつくように

朱書き等の対応をしてください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について】

発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の助成金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前にご相談ください。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】

発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前にご相談ください。

3.5 審査

（１）審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等を次の手順で実施します。

- ①「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。
- ②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。
- ③審査期間中に設計変更や公社からの不備指摘等により、交付申請額の増額が見込まれる場合、同一申請での交付申請額の増額は認めていません。交付申請額の増額を希望される場合は、再申請による出えん金の予算超過や工事の遅延を考慮した上で、申請を取下げ、再申請してください。

※審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

※審査結果については、交付の可否を書面等で通知します。

※審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係る経費は、助成対象事業者にて負担してください。

※助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

（２）審査基準

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、交付決定することができません。

- ② 助成事業の内容が、実施要綱及び交付要綱の要件を満たしていること。
- ② 助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

< 審査項目表 >

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	(1) 助成対象事業者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること
2. 助成対象設備	(2) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること
	(3) 発電電力量又は熱量の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定などにより合理的に決められていること（計算根拠の妥当の可否等）
3. 助成対象経費	(4) 価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと

※次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合（農地法に基づく一時転用許可を除く。）又は見込みが示されていない場合。なお、営農型太陽光発電を設置する事業については、交付申請時に一時転用許可を申請したことが確認できる書類を提出してください。また、実績報告時には一時転用許可書（写し）の提出が必要です。
- ・建設業法等各種法律を遵守できていない場合（例えば、建設業許可が必要な規模の金額においては、建設業許可を有さない業者からの見積は認められません。）
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
（例：計画が明示されていない、容量計算されていない等）
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備（バイオマス燃料及び原料等を含む）の性能が実証されていない場合
（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限（通告日の翌日から起算して30日以内）を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。

3.6 交付決定(交付要綱第 10 条参照)

(1) 交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第 3 号様式）を送付します（助成対象事業者が手続代行者に対する通知を求めた場合はこの限り、手続代行者へ送付します。）。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第 4 号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。）。再発行等の対応はいたしません。

3.7 助成事業の開始から完了まで

助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。国等他の補助事業と同時期に申請する場合も契約は当助成事業の交付決定以後に行ってください。

(1) 申請の撤回（交付要綱第 13 条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒助成金交付決定通知を受領した日から 14 日以内に提出すること

(2) 助成事業の承継（交付要綱第 14 条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約、PPA 事業等における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継届出書」（第 6 号様式）を公社に提出し

てください。

公社は承継の内容を確認し、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切でないとしたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

➤ 提出期限 ⇒速やかに

（３）助成事業の計画変更の届出（交付要綱第 15 条参照）

①助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更届出書（第 7 号様式）が必要です。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

➤ 提出期限 ⇒あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額や内訳を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※金額の内訳を変更し、交付申請時と交付決定額は変わらないが、新たな設備や工事を交付対象に追加することは認めません。

※変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

※軽微な変更については、変更の届出の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

【※軽微な変更の例】

・助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合（メーカーが後継機器と判断している）

・助成対象外部分の機器が変更となったが、金額変更がない場合（日射計、気温計等）

※上記2つの例の場合においても例外が発生した際は、助成事業計画変更届出書の提出をお願いする場合がございます。事前に公社までお問い合わせください。

②公社は、前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講じます。

③助成事業者が、前項に基づき計画変更を是正しないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

（４）事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 16 条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

（５）事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 17 条参照）

助成事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 8 号様式）を公社に提出してください。

※助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更該当します。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所、申請時に登録したメールアドレス等
法人	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、申請時に登録したメールアドレス等

➤ 提出期限⇒速やかに

（６）債権譲渡の禁止（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継（交付要綱第 14 条の場合を除く。）することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

（７）助成事業の中止又は廃止の届出（交付要綱第 19 条参照）

①助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止（廃止）届出書」（第 9 号様式）を公社に届出する必要があります。

➤ 提出期限⇒速やかに

②公社は前項の届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（８）助成事業の実績の報告（交付要綱第 20 条参照）

①助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」（第 10 号様式）、その他交付要綱別表第 3 に掲げる書類を 4.2 実績報告に従い、公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒助成事業が完了した日から起算して 30 日以内に提出すること

➤ 最終提出期限

⇒太陽光発電：令和 8 年 11 月 30 日 17 時まで（必着）

⇒バイオマス発電：令和 9 年 11 月 30 日 17 時まで（必着）

※すべての書類を上記提出期限までに提出する必要があります。

※不備書類訂正や追加資料の提出通告期限（通告日の翌日から起算して 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日）までに当該不備の訂正が行われない場合、交付決定を取り消します。

②助成事業の完了日は、設置工事及び設備の試運転が完了し、助成対象設備が再エネ電気等を供給できる状況又は助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日のいずれか遅い日とします。

※電力会社に系統連系手続きの申込みをした上で、系統連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合、発電開始は事業完了後でも可とします。その場合でも、助成事業者から施工会社などへの支払いの条件が発電開始後となっている場合は助成金の交付の対象外となります。

- ③助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として、公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに実績の報告をしてください。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第 21 条参照)

- (1) 公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 11 号様式）により通知します。
- (2) 上記（1）の規定により確定する本助成金の額は、交付要綱第 10 条第 2 項の交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額のいずれか低いほうとします。
- (3) 上記（2）の規定により本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し(交付要綱第 22 条参照)

- (1) 助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。
- ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・再生可能エネルギー発電設備が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
- ・交付決定日前に、発注、契約書の締結、助成対象設備の施工を行っていた場合
- ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・本手続き及び交付要綱に明記されている事業に必要な書類が提出されない場合

（２）公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により通知します。ただし、助成事業者に対して通知が到達しない場合（転居先不明等）は、到達したものとみなします。

※通知書類が到達しない場合には、上記のとおりみなしとして取消しの措置を行うことがございますので住所変更等がありましたら必ず「事業者情報の変更届出書」（第 8 号様式）を速やかに提出してください。

3.10 不正手続等に対する措置（交付要綱第 22 条の 2 参照）

公社は、交付申請者、助成事業者又は手続代行者（以下 3.10 において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により交付要綱に規定する手続きを行い、又は交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることがあります。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなします。

- ① 交付要綱第 10 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定（3.4 助成金交付申請にあたっての留意事項（２））、第 22 条第 1 項の規定による交付決定の取消し（3.9 交付決定の取消し）、第 23 条第 1 項の規定による本助成金の返還（3.11 助成金の返還）及び第 24 条第 1 項の規定による違約加算金の納付（3.12 違約加算金）
- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること

3.11 助成金の返還（交付要綱第 23 条参照）

- （１）公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ助成金返還請求通知書（第 13 号様式）により通知します。
- （２）助成事業者は、公社から助成金返還請求通知書（第 13 号様式）により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 14 号様式）により、公社へ報告する必要があります。

3.12 違約加算金(交付要綱第 24 条参照)

- (1) 「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。
- (2) 助成事業者は、上記（1）による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 延滞金(交付要綱第 25 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。
- (2) 助成事業者は、上記（1）による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.14 他の助成金等の一時停止(交付要綱第 26 条参照)

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.15 財産の管理及び処分(交付要綱第 27 条参照)

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- (2) 助成事業者は、処分制限期間に、助成対象設備の譲渡等（交付要綱第 27 条第 1 項第六号に規定する譲渡を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。この場合において、交付要綱第 10 条第 1 項の交付決定の内容及び同第 11 条の交付の条件等の本助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとします。
- (3) (2) の承認を受けようとするときは、助成事業者及び当該変更後所有者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 15 号様式）を公社に提出してください。

- (4) 公社は、(3)の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認し、所有者変更承認通知書（第16号様式）により通知します。
- (5) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって処分制限期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第17号様式）により公社の承認を受けてください。ただし、処分制限期間を経過した場合及び天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではありません。
- (6) (5)より取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、必要に応じて助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第18号様式）により請求します。
- (7) 助成事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (8) (5)より取得財産等処分承認申請書による申請を受けたときは、当該申請に対する処分を承認し、速やかに財産等処分承認通知書（第19号様式）により通知します。ただし、(6)により算出金を請求する場合は、当該処分の承認及び通知は算出金が納付された後に行います。

<参考：処分制限期間>

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電	17年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年
バイオマス燃料製造	15年

3.16 助成事業の経理(交付要綱第 28 条参照)

- (1) 助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- (2) 助成事業者は、上記(1)の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から財産処分制限期間内は保存する義務を負っていただきます。

3.17 調査等、指導・助言(交付要綱第 29 条、30 条参照)

- (1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.18 個人情報等の取り扱い(交付要綱第 31 条参照)

- (1) 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- (2) 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集させていただく場合があります。
- (3) 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.19 その他

本事業に係る都から公社への事務費の補助期間終了後は、交付要綱並びに手引きにおいて公社が行うこととされている各手続等については、東京都が実施するものとします。

4. 申請書類提出方法等

4.1 交付申請

（１）提出期限

令和８年３月３１日（火） １７：００ 必着

（２）お問い合わせ先

①担当部署・受付時間

担当部署：公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

事業支援チーム 再エネ導入推進担当

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

９時００分～１２時００分、１３時００分～１７時００分

②ホームページからのお問い合わせ

[コチラ](#)をクリックしてください。

（３）提出方法

原則として、電子申請の手引き（交付申請）を参考に電子申請システムから申請書類等を提出してください。

4.2 実績報告

（１）提出期限

太陽光発電	令和 8 年 11 月 30 日（月）	17：00 必着
バイオマス発電	令和 9 年 11 月 30 日（火）	17：00 必着

期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

（２）お問い合わせ先（交付申請と同じ）

（３）提出方法

原則として電子申請の手引き（実績報告）を参考に電子申請システムから、各実績報告書類等を提出してください。

4.3 その他提出書類

次の提出書類は、交付申請時に使用した「各様式一式」に必要事項を入力し、電子申請の手引き（その他提出書類）を参考に電子申請システムから pdf 形式で提出してください。

様式	書式名称	交付要綱
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第 13 条
第6号様式	助成事業承継届出書	第 14 条
第7号様式	助成事業計画変更届出書	第 15 条
第8号様式	事業者情報の変更届出書	第 17 条
第9号様式	助成事業中止(廃止)届出書	第 19 条
第 14 号様式	助成金返還報告書	第 23 条

また、次の提出書類は、交付申請時に使用した「様式一式」に必要事項を入力し、電子メール（cnt-chisan3@tokyokankyo.jp）にて pdf 形式で提出してください。

様式	書式名称	交付要綱
第 15 号様式	所有者変更承認申請書	第 27 条
第 17 号様式	取得財産等処分承認申請書	第 27 条

4.4 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式1	事業実施計画書	—
共通様式2	助成対象事業経費算出書	—
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	助成金交付決定通知書	第10条
第4号様式	助成金不交付決定通知書	第10条
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第6号様式	助成事業承継届出書	第14条
第7号様式	助成事業計画変更届出書	第15条
第8号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第9号様式	助成事業中止(廃止)届出書	第19条
第10号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第20条
第11号様式	助成金額確定通知書	第21条
第12号様式	助成金交付決定取消通知書	第22条
第13号様式	助成金返還請求通知書	第23条
第14号様式	助成金返還報告書	第23条
第15号様式	所有者変更承認申請書	第27条
第16号様式	所有者変更承認通知書	第27条
第17号様式	取得財産等処分承認申請書	第27条
第18号様式	財産等の処分に係る納付額通知書	第27条
第19号様式	財産等処分承認通知書	第27条

4.5 提出書類一覧

各提出書類の注意事項は、「4.6 提出書類とその注意事項」を参照ください。

（１）交付申請時に共通して提出が必要な書類

No.	提出書類		発電	蓄電	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	
2	誓約書	第2号様式	○	○	
3	事業実施計画書	共通様式1	○	○	
4	助成対象事業経費算出書	共通様式2	○	○	
5	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	△	△	法人の場合提出すること。
	青色申告者等であることを証明する書類（写し）直近1か年分		△	△	個人事業主の場合提出すること。
6	設置及び電力供給場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料2	○	○	
7	中小企業者であることが確認できる書類（写し）	添付資料3	△	△	中小企業の場合に提出すること（個人事業主の場合は不要）。
8	見積書	添付資料4	○	○	複数社分を提出すること。
9	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料5	△	△	助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
10	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）	添付資料6	△	△	
11	システム系統図	添付資料7	○	○	
12	単線結線図	添付資料8	○	○	
13	機器配置図	添付資料9	○	○	
14	対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠	添付資料10	○	－	
15	再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠	添付資料11	○	－	
16	リース契約書及びリース計算書（案）	添付資料12	△	△	・使用料金から助成金相当分を減額し、契約する場合、減額されていることが分かる資料を提出すること。 ・当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることが分かる資料を提出すること
17	省エネルギー診断申込書（写し）	添付資料13	△	△	法人又は個人事業主で省エネルギー診断を受診できない場合は「省エネルギー推進体制図」を提出すること。
18	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等（写し）	添付資料14	△	△	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
19	一時転用許可を申請したことが確認できる書類	添付資料15	△	－	・営農型太陽光発電を設置する場合は、提出すること
20	交付要綱第3条第5項第一号を満たすことがわかる資料	添付資料16	○	○	
21	交付要綱第3条第5項第二号を満たすことがわかる資料	添付資料17	○	○	

【都内設置・民間事業者向け（地域活性化）】

22	電子データ一式		○	○	
23	その他交付申請に必要な書類	添付資料 18	△	△	

（２）その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）

No.	提出書類	提出対象となる事業者
1	モジュールが認証機関から認証を受けたものであることがわかる書類	太陽光発電設備を申請する事業者
2	蓄電池が耐熱焼性を有していることが第三者機関により証明されていることがわかる書類	蓄電池を申請する事業者
3	第三者所有モデル（PPA 事業）契約書（案）	第三者所有モデル（PPA 事業）を行う事業者
4	実施体制図	2.2 助成対象事業者（４）２）～５）の申請スキームで申請する事業者
5	維持管理するのに必要な費用が分かる資料	バイオマス発電設備を申請する事業者
6	交付要綱第３条第３項に規定される住民説明会等を実施したことがわかる資料	住民説明会等を実施した事業者
7	自己託送、小売電気事業者を介して供給することに係る申込書(写し)	自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する予定の事業者
8	手続代行者への郵送先がわかる資料	手続代行者へ交付決定通知書の送付を希望する事業者
9	バイオマス依存率計算書	バイオマス発電設備を申請する事業者
10	バイオマスの調達に係る資料	バイオマス発電設備を申請する事業者
11	灰の処分に係る資料	バイオマス発電設備を申請する事業者
12	低位発熱量を証明する資料	バイオマス発電設備を申請する事業者
13	バイオマス燃料利用計画	バイオマス発電設備を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者
14	バイオマス燃料製造計画	バイオマス発電設備を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者

(3) 実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧

No.	提出書類		発電	蓄電	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第10号様式	○	○	
2	助成対象事業経費算出書	共通様式2	○	○	
3	システム系統図	添付資料1	○	○	
4	単線結線図	添付資料2	○	○	
5	機器配置図	添付資料3	○	○	
6	銘板写真	添付資料4	○	○	
7	工事写真	添付資料5	○	○	
8	契約書（写し）	添付資料6	○	○	注文書（写し）及び注文請書（写し）の組合せでも可。
9	請求書（写し）	添付資料7	○	○	
10	領収書（写し）等の支払いが完了したことが分かる書類	添付資料8	○	○	
11	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料9	○	○	納品日、型式、製造番号、数量等がわかるものを提出すること。
12	試運転結果報告書	添付資料10	○	○	
13	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料11	○	△	
14	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料12	△	△	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
15	省エネルギー診断に係る報告書の表紙（写し）	添付資料13	△	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出すること。
16	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容が公表されていることがわかる資料	添付資料14	○	○	
17	振込口座が確認できる資料	添付資料15	○	○	
18	リース契約書及びリース計算書（写し）	添付資料16	△	△	・使用料金から助成金相当分を減額し、契約する場合、減額されていることが分かる資料を提出すること。 ・当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることが分かる資料を提出すること
19	一時転用許可書（写し）	添付資料17	△	—	・営農型太陽光発電を設置する場合は、提出すること
20	交付要綱第3条第5項第一号を満たすことがわかる資料	添付資料18	○	○	・交付申請時に提出した書類について、確定資料（締結済協定書）を提出すること。 ・交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
21	交付要綱第3条第5項第二号を満たすことがわかる資料	添付資料19	○	○	・交付申請時に提出した書類について、確定資料を提出すること。 ・交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とする。
22	電子データ一式		○	○	

【都内設置・民間事業者向け（地域活性化）】

23	その他公社が必要と認める書類	添付資料 20	△	△	
----	----------------	---------	---	---	--

（４）実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧

No.	提出書類	提出対象となる事業者
1	自己託送、再エネ電源を特定して供給することに係る契約書(写し)	自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する事業者
2	第三者所有モデル（PPA 事業）契約書	第三者所有モデル（PPA 事業）を行う事業者
3	交付要綱第 3 条第 3 項に規定される住民説明会等を実施したことがわかる資料	住民説明会等を実施した事業者

4.6 提出書類とその注意事項

（１）交付申請時に共通して提出が必要な書類

助成対象設備等に関わらず、提出が必要な書類は次のとおりです。助成対象設備等に応じた必要な書類は「4.6（２）その他交付申請に必要な書類」より確認してください。提出するファイルの形式は、指定がない限り pdf で提出してください。

①助成金交付申請書（第１号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 共通様式２や添付書類から正しく申請用 URL へ転記してください。

②誓約書（第２号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 手続代行者が申請する場合は、助成対象事業者や共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・ 助成対象事業者が共同申請者と申請する場合は、共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・ 助成対象事業者や共同申請者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、施設所有者等に事業実施に同意を得てから申請してください。

③－１事業実施計画書（共通様式１） １．助成事業に関する基本情報

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に申請用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 共通様式２や添付書類から正しく申請用 URL へ転記してください。

※発電設備導入の場合には、余剰電力の売電有無について WEB 上で必ず選択してください。

③－２事業実施計画書（共通様式１） ２．設備の概要、３．導入効果

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 本事業の HP から様式一式をダウンロードし、該当する箇所を入力し、pdf 化したものを申請用 URL へアップロードしてください。

- ・設備の型式名や数量、見積明細番号は、図面や見積書等の添付書類と一致したものを提出してください。
- ・設備の仕様が確認できる URL は、https や http から始まる URL を記載し、URL 内で機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。設備の仕様が確認できる URL が記載できない場合は、「⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料 6）」を申請用 URL へアップロードしてください。
- ・太陽光発電設備を申請する場合は、モジュールが認証機関から認証を得ていることが確認できる資料を提出してください。URL やカタログ等から確認できない場合は、別途「その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）」より認証を得ていることがわかる資料を提出してください。
- ・蓄電池を申請する場合は、耐熱性を有していることが第三者機関より証明されていることがわかる資料提出してください。URL やカタログ等から確認できない場合、別途「その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）」より提出してください。
- ・導入効果は、「⑭対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠（添付資料 10）」と「⑮再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠（添付資料 11）」を基に入力してください。

④助成対象事業経費算出書（共通様式 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・本事業の HP から様式一式をダウンロードし、該当する箇所を入力し、全体と申請事業種別のシートを pdf 化したものを申請用 URL へアップロードしてください。

⑤ー 1 登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：個人事業主を除く法人

イ. 注意事項

- ・共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・発行から 3 ヶ月以内のものを提出してください。
- ・履歴事項全部証明書の提出は認めませんが、登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータは提出可能です。
- ・「法律により直接設立された法人」（実施要綱第 5 条第 1 項第一号ケ）に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。

⑤ー 2 青色申告者等であることを証明する書類（写し）直近 1 か年分（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：個人事業主

イ. 注意事項

- ・共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・直近 1 か年分の以下のいずれかの書類と開業届（写し）を提出してください。
 - a. 税務代理権限証書の写し

- b. 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）
- c. 税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し
※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。
※電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。
- d. 事業所得に係る納税通知書等の写し等
※青色申告を行っていない場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑥設置及び電力供給場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し（添付資料2）

7. 提出対象となる事業者：全て

4. 注意事項

- ・助成対象設備を設置及び電力を供給する場所の全部事項証明書の写しを発行から3ヵ月以内のもので提出してください。
- ・履歴事項全部証明書の提出は認めませんが、登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータは提出可能です。
- ・建物に設置する場合：現在事項全部証明書（建物）（ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。）
- ・土地に設置する場合：現在事項全部証明書（土地）（表題部及び権利部の記載があるもの）
- ・設置場所が登記を要しない場合：事前に公社までお問い合わせください。

⑦中小企業者であることが確認できる書類（写し）（添付資料3）

7. 提出対象となる事業者：中小企業者のうち、資本金が中小企業の要件を超過している事業者

4. 注意事項

- ・「⑤－1 登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し（添付資料1）」にて、資本金が中小企業の要件以下の場合は提出不要です。
 - ・従業員数が確認できる次のいずれかの書類を提出してください。
 - a. 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（税務署の押印有）
 - b. 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（税務署の押印有）
- ※電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。

⑧見積書（添付資料4）

7. 提出対象となる事業者：全て

4. 注意事項

- ・「③－2 事業実施計画書（共通様式1（2. 設備の概要））」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」記載項目と突合できるように番号等を付け、その番号等を記載してください。

- ・経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。
- ・競争により請負会社を選定する必要があります（ただし、公社が認めた場合を除く。）。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください（契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。）。
- ・競争により請負会社を選定する場合は、同等程度（±10%以内）の仕様として認められるものを徴収してください。
- ・競争により請負会社を選定しない場合は、交付申請前に公社へ相談してください。

⑨自社製品の調達等に係る経費の算定根拠（添付資料5）

7. 提出対象となる事業者：助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある事業者

4. 注意事項

- ・提出対象となる事業者は手引き 2.4<利益等排除について>を参考にしてください。

⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料6）

7. 提出対象となる事業者：「③－2 事業実施計画書（共通様式1） 2. 設備の概要」で設備の概要 URL が明示できない事業者

4. 注意事項

- ・機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。
- ・対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。

⑪システム系統図（添付資料7）

7. 提出対象となる事業者：全て

4. 注意事項

- ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象機器の名称の近傍に、「③－2 事業実施計画書（共通様式1（2. 設備の概要））」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。
- ・発電設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。
- ・太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑫単線結線図（添付資料8）

7. 提出対象となる事業者：全て

4. 注意事項

- ・助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。

- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象機器の名称の近傍に、「③－２事業実施計画書（共通様式１）２．設備の概要」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式２）」と記載した見積明細番号、型式名を記載してください。
- ・電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- ・太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑬機器配置図（添付資料９）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
- ・「③－２事業実施計画書（共通様式１）の２．設備の概要」へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。
- ・太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。
- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象機器の名称の近傍に、「③－２事業実施計画書（共通様式１）２．設備の概要」及び「④助成対象事業経費算出書（共通様式２）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑭対象施設等で必要とされる電力の計算根拠（添付資料 10）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 発電等設備の提出時の注意事項

- ・事業実施計画書（共通様式 1）の 3. 導入効果のうち、電力消費量がわかる資料を提出してください。

- ・既築の施設の場合：直近 3 ヶ月以内に電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類を 3 ヶ月分提出してください。

※「③－2 事業実施計画書（共通様式 1） 3. 導入効果」には、提出する 3 ヶ月分を記載することに加え、残り 9 ヶ月分も電気事業者発行の使用電力量がわかる書類から記載してください。

※必要に応じて、1 年分提出を求めるため、申請時には直近 3 ヶ月以内から 1 年分の電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類は保管してください。

- ・新築の施設の場合：積算根拠を明確にした資料を提出してください。

例 1）新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料

例 2）同規模の建物（設備の導入施設との面積比＋10%以下）で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料（登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、直近 1 年間の根拠資料）

⑮再エネ設備から供給される発電量の計算根拠（添付資料 11）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「③－2 事業実施計画書（共通様式 1） 3. 導入効果の計算根拠」となるシミュレーションデータを作成してください。なお、シミュレーションデータは施工会社やメーカーが提供するソフト等を元に作成してください。
- ・「④事業実施計画書（共通様式 1） 2. 設備の概要」へ記載した機器の能力と整合性をとってください。
- ・バイオマス発電設備を導入する場合は、「(2) ⑮低位発熱量を証明する資料」に記載された機器の能力と整合性をとってください。
- ・太陽光発電設備及については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシミュレーションしてください。

⑯リース契約書及びリース計算書（案）（添付資料 12）

ア. 提出対象となる事業者：リース契約等の賃貸借契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書（案）を提出してください。
- ・交付申請時点で使用料金が決定している場合は、リース（使用）料金から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書（助成金の有無で各々、リース

（使用）料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。ただし、当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることがわかる資料を提出してください。

⑰省エネルギー診断申込書（写し）（添付資料 13）

ア. 提出対象となる事業者：省エネルギー診断の対象事業者で省エネルギー診断申込済の事業者

イ. 注意事項

- ・省エネルギー診断の対象事業者のみ提出してください。ただし、対象事業者のうち、過去 3 年以内に省エネルギー診断を受診している事業者は、省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。
- ・省エネルギー診断の対象となる事業者は[ユチラ](#)より確認してください。
- ・省エネルギー診断の対象でない事業者や、省エネルギー診断受付終了等の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

⑱国等の助成金等において受領した交付決定通知書等（写し）（添付資料 14）

ア. 提出対象となる事業者：国等の助成金等において受領した又は受領する見込みのある事業者

イ. 注意事項

- ・国等の助成金の交付を受ける場合に提出してください。
- ・国等の助成金の交付の内訳がわかる資料を提出してください。
- ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。

⑲一時転用許可を申請したことが確認できる書類（添付資料 15）

ア. 提出対象となる事業者：営農型太陽光発電を設置する事業者

イ. 注意事項

- ・農業委員会へ提出した一時転用許可を申請したことが確認できる書類を提出してください。

⑳交付要綱第 3 条第 5 項第一号を満たすことがわかる資料（添付資料 16）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象事業者と自治体及び自治会等との協定書（案も可）、協議書等を提出してください。

㉑交付要綱第 3 条第 5 項第二号ア～ウを満たすことがわかる資料（添付資料 17）

ウ. 提出対象となる事業者：全て

エ. 注意事項

【都内設置・民間事業者向け（地域活性化）】

- ・交付要綱第3条第2項第二号ア～ウのいずれか該当する資料を提出してください。

(例)

ア：環境教育を実施する教育機関等との協議内容がわかる資料（議事録等）

イ：見積書等

ウ：公社が認める資料

②電子データ一式

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・公社HPよりダウンロードし、作成した「③ー2事業実施計画書（共通様式1（2. 設備の概要、3. 導入効果））」、「④助成対象事業経費算出書（共通様式2）」のエクセルデータを提出してください。

（２）その他交付申請に必要な書類（添付資料 18）

「4.6（１）交付申請時に共通して提出が必要な書類」に記載されている書類以外で、助成対象設備等に応じて交付申請に必要な書類は次のとおりです。電子申請する際は、「その他交付申請に必要な書類」にアップロードの上、申請してください。また、公社より、以下に記載がない書類を求められたら、提出してください。なお、提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

①モジュールが認証機関から認証を受けたものであることがわかる書類

ア. 提出対象となる事業者：太陽光発電設備を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・「（１）③－２事業実施計画書（共通様式１（２．設備の概要）」で設備の仕様が確認できる URL や「（１）⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料６）」でモジュールが認証機関から認証を受けていることが確認できない場合は、確認できる書類を提出してください。
- ・認証機関から認証を得ていないモジュールを使用した設備の交付申請は、受け付けていません。

②蓄電池が耐熱性を有していることが第三者機関により証明されていることがわかる書類

ア. 提出対象となる事業者：蓄電池を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・「（１）③－２事業実施計画書（共通様式１（２．設備の概要）」で設備の仕様が確認できる URL や「（１）⑩設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料６）」で蓄電池が認証機関から認証を受けていることが確認できない場合は、確認できる書類を提出してください。
- ・認証機関から認証を得ていない蓄電池を使用した設備の交付申請は、受け付けていません。

③第三者所有モデル（PPA 事業）契約書（案）

ア. 提出対象となる事業者：第三者所有モデル（PPA 事業）を行う事業者

イ. 注意事項

- ・第三者所有モデル（PPA 事業）契約書（案）を提出してください。
- ・「2.2（４）３）PPA 事業（PPA 事業者所有・請求）」で掲げられている⑤～⑨について確認できること

④実施体制図

ア. 提出対象となる事業者：2.2 助成対象事業者（４）２）～５）の申請スキームで申請する事業者

イ. 注意事項

- ・助成対象事業者や共同申請者の役割がわかる体制図を提出してください。

⑤維持管理するのに必要な費用が分かる資料

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・処分制限期間に係る維持管理に必要な費用算出根拠が分かる資料を提出ください。

⑥交付要綱第3条第3項に規定される住民説明会等を実施したことがわかる資料

ア. 提出対象となる事業者：住民説明会等を実施した事業者

※再エネ発電設備を設置する事業者のうち、屋根に設置する事業者以外は必須です。

イ. 説明会の場合の注意事項

- ・説明会には、助成対象事業者等が出席し、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。
- ・「2.1 [住民説明会の実施について（交付要綱第3条第3項）]」に記載されている内容を説明してください。

ウ. 事前周知の場合の注意事項

- ・「2.1 [住民説明会の実施について（交付要綱第3条第3項）]」に記載されている方法及び内容を説明したことがわかる資料を提出してください。

エ. 交付申請までに住民説明会等を実施していない場合

- ・施工開始までに実施し、実施したことがわかる資料を実績報告時に提出してください。

⑦自己託送、小売電気事業者を介して供給することに係る申込書(写し)

ア. 提出対象となる事業者：自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する予定の事業者

イ. 自己託送で電力を供給する場合

- ・発電側：接続検討申込書等
- ・需要側：接続供給兼基本契約申込書等

ウ. 再エネ電源を特定して電力を供給する場合

- ・上記イ. の書類
- ・再エネ電源を特定して電力を供給することがわかる書類

⑧手続代行者への郵送先がわかる資料

ア. 提出対象となる事業者：手続代行者へ交付決定通知書の送付を希望する事業者

イ. 注意事項

- ・手続代行者への郵送先がわかる資料（登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し等）を提出してください。

以下は、バイオマス発電設備を申請する事業者が提出する書類となります。

⑨バイオマス依存率計算書

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

4. 注意事項

- ・「様式一式」内の「参考様式1 バイオマス依存率計算書（バイオマス発電及びバイオマス熱利用）」を基に作成してください。
- ・バイオマス燃料設備を導入する場合は、「様式一式」内の「参考様式2 バイオマス依存率計算書（バイオマス燃料製造）」を基に作成してください。

⑩バイオマスの調達に係る資料

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

4. 注意事項

- ・バイオマスの調達計画が確認できるもの（契約書、覚書等）を提出してください。

⑪灰の処分に係る資料

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

4. 注意事項

- ・発生した灰の処分計画が確認できるもの（契約書、覚書等）を提出してください。

⑫低位発熱量を証明する資料

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

4. 注意事項

- ・「(2) ⑨バイオマス依存率計算」及び「(1) ⑮再エネ設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠」と整合性がとれること。
- ・低位発熱量を分析した分析報告書、又は製品保証書等を提出すること

⑬バイオマス燃料利用計画

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者

4. 注意事項

- ・「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式1）2. 設備の概要」に記載した内容の根拠となるものを提出してください。

⑭バイオマス燃料製造計画

7. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者

4. 注意事項

- ・「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式1）2. 設備の概要」に記載した内容の根拠となるものを提出してください。

（３）実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧

提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

①実績報告書兼助成金交付請求書（第 10 号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時と同様に実績報告用 URL から必要事項を入力してください。pdf のアップロードはありません。
- ・ 共通様式 2 や添付書類から正しく転記してください。

②助成対象事業経費算出書（共通様式 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 本事業の HP から様式一式をダウンロードし、該当する箇所を入力し、全体と申請事業種別のシートを pdf 化したものを実績報告用 URL へアップロードしてください。

③システム系統図（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

④単線結線図（添付資料 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑤機器配置図（添付資料 3）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑥銘板写真（添付資料 4）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 「（１）③ー２事業実施計画書（共通様式 1） 2. 設備の概要」と型式名等が突合できるようにしてください。
- ・ 型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。
- ・ 同一型式の機器は、代表となるものを 1 枚撮影し、提出してください。

- ・1つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影し、提出してください。
- ・写真はカラーでpdf化して提出してください。

⑦工事写真（添付資料5）

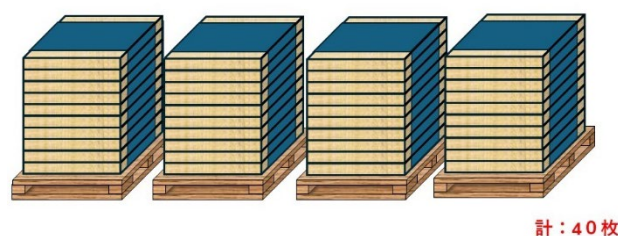
ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式1） 2. 設備の概要」で記した助成対象設備の設置前及び設置完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。
- ・「(1) ③－2 事業実施計画書（共通様式1） 2. 設備の概要」で記した助成対象設備の数量を把握するために各機器を搬入時に、数量が突合できる写真を撮影し、ご提出ください。
- ・写真はカラーでpdf化して提出してください。
- ・太陽光モジュール等のパレットで同一型式の機器を複数搬入する場合は、1枚のパレット上で数量が確認できる写真とその同一数量が確認できるパレットの写真を提出してください（以下のイメージ図を参考に提出してください。）。



イメージ図：1枚のパレット上で数量が確認できる写真



イメージ図：同一数量が確認できるパレットの写真

⑧契約書（写し）（添付資料6）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・契約書の他に注文書と注文請書を両方提出する場合も可能です。
- ・交付決定前に助成事業に関する契約を締結していたこと（注文書並びに注文請書の送受等）が確認されると助成金をお支払いすることができません。

⑨請求書（写し）（添付資料7）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・宛先（助成事業者名）、請求日、請求内容、単価、数量、請求金額、支払方法（振込先等）、書類の発行元の連絡先を記載してください（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。）。

⑩領収書等の支払いが完了したことが分かる書類（写し）（添付資料 8）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 領収書を提出する際の注意事項

- ・宛先（助成事業者名）、領収金額、消費税額、領収日、発行者名所在地、購入品等の内容が明記されているものを提出してください。

ウ. 振込控を提出する際の注意事項

- ・インターネットバンキングでの振込の場合は、振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したものを提出してください。
- ・金融機関の窓口での振込の場合は、金融機関の取扱日付、領収印のある振込票（写し）を提出してください。
- ・ATM での振込の場合は、振込の際に発行される伝票（写し）を提出してください。
- ・いずれの振り込み方法についても振込先の名義・口座番号、日時、振込金額が分かり、請求書等と合致していること

⑪保証書または出荷証明書（写し）（添付資料 9）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・納品日、納品場所、型式、製造番号、数量等がわかるものを提出してください。

⑫試運転結果報告書（添付資料 10）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・設置完了後に試運転した結果をまとめてください。

⑬電力会社との協議内容がわかる資料（添付資料 11）

ア. 提出対象となる事業者：再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業者

イ. 注意事項

- ・電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください（例：系統連系に対する検討結果回答書等）。

⑭国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）（添付資料 12）

ア. 提出対象となる事業者：国等の助成金等において交付額確定通知を受領した事業者

イ. 注意事項

- ・実績報告書提出時に国等の交付額確定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。
- ・交付額の内訳がわかる資料を提出してください。
- ・公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。

⑮省エネルギー診断に係る報告書の表紙（写し）（添付資料 13）

ア. 提出対象となる事業者：交付申請時に省エネルギー診断申込書を提出した事業者

イ. 注意事項

- ・省エネルギー診断を受診した場合、提出してください。

⑯再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容が公表されていることがわかる資料（添付資料 14）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・インターネットの利用又はその他適切な方法により、設置した助成対象設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の導入の参考となる情報及び助成事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表し、公表日がわかる資料を提出してください。

⑰振込口座が確認できる資料（添付資料 15）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が読み取れる資料を提出してください。
- ・口座名義が申請者と同一であることが確認できる資料を提出してください。
- ・口座名義が半角カタカナ英数字で記載されていることが確認できる資料を提出してください。
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合表等の写しを提出してください。
- ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを提出してください。

⑱リース契約書及びリース計算書（写し）（添付資料 16）

ア. 提出対象となる事業者：リース契約等の賃貸借契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書を提出してください。
- ・使用料金から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。ただし、当事者間で助成金額相当分の減額

がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることがわかる資料を提出してください。

⑪一時転用許可書（写し）（添付資料 17）

- ア. 提出対象となる事業者：営農型太陽光発電を設置する事業者

⑫交付要綱第3条第5項第一号を満たすことがわかる資料（添付資料 18）

- ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に提出した書類について、確定資料（締結済協定書）を提出すること。

⑬交付要綱第3条第5項第二号ア～ウを満たすことがわかる資料（添付資料 19）

- ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に提出した書類について、確定資料を提出すること。

⑭電子データ一式

- ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 公社 HP よりダウンロードし、作成した「（3）②助成対象事業経費算出書（共通様式 2）」のエクセルデータを提出してください。

（4）その他実績報告に必要な書類（添付資料 20）

「4.6（3）実績報告書時に共通して必要な提出書類一覧」に記載されている書類以外で、助成対象設備等に応じて交付申請に必要な書類は次のとおりです。電子申請する際は、「その他実績報告に必要な書類」にアップロードの上、報告してください。また、公社より以下に記載がない書類を求められたら、「その他実績報告に必要な書類」提出してください。なお、提出するファイルの形式は、指定がない限り、pdf で提出してください。

①自己託送、再エネ電源を特定して供給することに係る契約書(写し)

- ア. 提出対象となる事業者：自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する事業者

イ. 自己託送で電力を供給する場合

- ・ 発電側：発電量調整供給契約書等
- ・ 需要側：接続供給契約書等

ウ. 再エネ電源を特定して電力を供給する場合

- ・ 上記イ. の書類
- ・ 再エネ電源を特定して電力を供給することがわかる書類

②第三者所有モデル（PPA 事業）契約書

- ア. 提出対象となる事業者：第三者所有モデル（PPA 事業）を行う事業者

イ. 注意事項

- ・第三者所有モデル（PPA 事業）契約書を提出してください。
- ・「2.2（4）3）PPA 事業（PPA 事業者所有・請求）」で掲げられている⑤～⑨について確認できること

③交付要綱第3条第3項に規定される住民説明会等を実施したことがわかる資料

ア. 提出対象となる事業者：住民説明会等を実施した事業者

※交付申請時にすでに提出済みの事業者は提出不要です。

イ. 説明会の場合の注意事項

- ・説明会には、助成対象事業者等が出席し、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。
- ・「2.1〔住民説明会の実施について（交付要綱第3条第3項）〕」に記載されている内容を説明してください。

ウ. 事前周知の場合の注意事項

- ・「2.1〔住民説明会の実施について（交付要綱第3条第3項）〕」に記載されている方法及び内容を説明したことがわかる資料を提出してください。

5. 申請書類作成例

①事業実施計画書（共通様式1（2. 設備の概要、3. 導入効果））の例【太陽光発電の場合】

2. 設備の概要

※複数の型式を導入する場合は、それぞれの型式ごとにまとめること。

枠内青：自動入力項目

枠内黄：手入力項目

(1) 太陽光発電システム出力

太陽光発電システム総出力

10.0 kW

ここの値を電子申請時に入力すること

※太陽電池モジュールとパワーコンディショナのいずれか低い方の出力。

（1.0kW以上の場合は、小数点以下切り捨て、1.0kW未満の場合は小数点第2位を切り捨て）

(2) 太陽電池モジュール

① 見積明細番号	A-1
製造者名（メーカー名）	クール・ネットソーラー
型式名	PV-400CNT
設備の仕様が確認できるURL	https://
1枚あたりの公称最大出力	400.0 W
使用枚数	30 枚
公称最大出力合計	12.00 kW

見積書と一致すること

仕様書やカタログ等の記載値と一致すること

※URLはhttpやhttpsから始まる設備の仕様が分かるものを記載してください。総合カタログのURLやメーカーの企業ページ等は設備の仕様が確認できないため、記載しないでください。

② 見積明細番号	
製造者名（メーカー名）	
型式名	
設備の仕様が確認できるURL	

複数の設備を設置する場合記載すること

※異なる型式が4つ以上ある場合は公社へ連絡してください。

■太陽電池モジュールについて

一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVM 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）が分かる書類を提出してください。

(3) パワーコンディショナ（※蓄電池一体型ハイブリッドパワコンの場合は、(5)に記載すること。）

① 見積明細番号	A-2
製造者名（メーカー名）	クール・ネットソーラー
型式名	PCS-5.00CNT
設備の仕様が確認できるURL	https://
1台あたりの定格出力	5.00 kW
台数	2.00 台
定格出力合計	10.00 kW

見積書と一致すること

仕様書やカタログ等の記載値と一致すること

② 見積明細番号	
製造者名（メーカー名）	
型式名	
設備の仕様が確認できるURL	

複数の設備を設置する場合記載すること

※異なる型式が4つ以上ある場合は公社へ連絡してください。

※URLはhttpやhttpsから始まる設備の仕様が分かるものを記載してください。総合カタログのURLやメーカーの企業ページ等は設備の仕様が確認できないため、記載しないでください。

(4) 蓄電池

① 見積明細番号	A-6
製造者名(メーカー名)	クール・ネットソーラー
型式名	BATTERY-5-CNT
設備の仕様が確認できるURL	https://
1台あたりの定格容量	5.00 kWh
台数	5 台
定格容量合計	25.00 kWh

見積書と一致すること

仕様書やカタログ等の記載値と一致すること

② 見積明細番号	
製造者名(メーカー名)	
型式名	
設備の仕様が確認できるURL	

※URLはhttpやhttpsから始まる設備の仕様が分かるものを記載してください。総合カタログのURLやメーカーの企業ページ等は設備の仕様が確認できないため、記載しないでください。

複数の設備を設置する場合記載すること
※異なる型式が4つ以上ある場合は公社へ連絡してください。

■蓄電池について

類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。

※定格容量が20kWh未満の蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）（<https://zehweb.jp/registration/battery/>）で事前に登録されていることが確認できる書類の提出でも可能です。

パワコン一体型の設備を導入する場合に記載すること

(5) 蓄電池（ハイブリッドパワコン一体型タイプ）

① 見積明細番号	
製造者名(メーカー名)	
型式名	
設備の仕様が確認できるURL	
1台あたりの定格出力(連系)	kW
1台あたりの定格容量	kWh
台数	台
定格出力合計(連系)	kW
定格容量合計	kWh

見積書と一致すること

仕様書やカタログ等の記載値と一致すること

② 見積明細番号	
製造者名(メーカー名)	
型式名	
設備の仕様が確認できるURL	

※URLはhttpやhttpsから始まる設備の仕様が分かるものを記載してください。総合カタログのURLやメーカーの企業ページ等は設備の仕様が確認できないため、記載しないでください。

複数の設備を設置する場合記載すること
※異なる型式が4つ以上ある場合は公社へ連絡してください。

(6) 蓄電池総容量

定格容量総計

助成容量

ここの値を電子申請時に入力すること

25.0 kWh

25.0 kWh

自動計算値が反映

※蓄電池容量の5hまでが
100%助成対象となります。

3. 導入効果

(1) 需要先の想定電力消費量と想定発電電力量(月別、年間の消費量、発電量) (kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
電力消費量 (A)	2,300.00	2,600.00	2,700.00	2,900.00	2,600.00	2,400.00
発電電力量 (B)	1,200.00	1,300.00	1,100.00	1,200.00	1,100.00	1,000.00
差(A-B)	1,100.00	1,300.00	1,600.00	1,700.00	1,500.00	1,400.00
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電力消費量 (A)	2,500.00	2,600.00	2,900.00	2,900.00	2,500.00	2,600.00
発電電力量 (B)	900.00	800.00	800.00	950.00	900.00	1,100.00
差(A-B)	1,600.00	1,800.00	2,100.00	1,950.00	1,600.00	1,500.00

・需要先の年間想定電力消費量(A)	31,500.00	kWh/年
・年間想定発電電力量(B)	12,350.00	kWh/年
・差(A-B)	19,150.00	kWh/年

(2) 「需要先の年間想定電力消費量」に対する「年間想定発電電力量」の比率

39.2 %

100%以内の数値となっていること
※100%を超える場合は助成対象外
となります。

自動計算値反映

(1) 需要先の想定電力消費量と想定発電電力量(月別、年間の消費量、発電量) (kWh)

電力消費量(A)：既築の場合…直近3ヶ月分の根拠資料

(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)

の電力使用量の値と突合できること

12か月分の電力消費量を記載すること

新築の場合…新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、

その機器の出力や使用予定時間から電力消費量を計算した資料の

電力消費量12か月分の値と突合できること

発電電力量(B)：シミュレーションした発電電力量の値と突合できること

②助成対象事業経費算出書（共通様式2） 【太陽光発電の場合】

提出時に交付申請・計画変更・実績報告を選択すること

共通様式2 助成対象事業経費算出書

全体の事業費及び助成金申請額

交付申請

区分	1	2	3	4	合計	合算上限額	交付申請額
設備の種類	太陽光発電に関する事業(※蓄電池を含む)						
助成事業に要する経費	10,000,000		0	0	10,000,000		
都の助成対象となる国等補助	0		0	0	0		
国等補助控除無し都助成対象経費	9,700,000		0	0	9,700,000		
国等補助控除後の都助成対象	9,700,000		0	0	9,700,000		
交付申請額	5,750,000		0	0	5,750,000	200,000,000	5,750,000

この値を電子申請時に入力すること

共通様式2内訳の金額が自動入力されていること
 ※内訳の金額と相違ある場合は認められませんので、
 提出前に確認し必ず一致させて提出してください。

都の助成対象となる国等補助

助成金等の名称	
助成金等の交付機関名称	
助成金等の目的	
実施期間(開始)	
実施期間(終了)	
交付決定時期	
交付申請額	

備考欄

国等補助と併用する場合は全て記載すること
 ※国等補助の交付決定通知書と内容を全て
 突合できるようにしてください。

74

③見積書の作成例[太陽光発電の場合]

※見積例

あくまでも項目内容等は一例です。
一式等の見積項目は基本的に内訳が
明確になるよう記載してください。

取得見積が最新であること

2025年04月01日

宛先に間違いがないこと

御見積書

作成社が明記されること
※押印がない場合は担当者名を
記載してください。

CNT建設株式会社 御中

事業名称は正しく記載すること

クール・ネットソーラー

再エネ推進事業部

合計 10,000,000 (税抜)

助成事業名称：CNT建設株式会社太陽光発電・蓄電池導入事業 設備課 環境 太郎

納 期：

東京都新宿区〇〇〇丁目

お支払い条件：検収翌月末までに現金支払

tel:03-1234-5678

見積有効期限：2025年07月01日

現金支払いが条件であること

納入現場名：設置場所名称・住所等

交付申請書提出時に見積有効期限内
であること

見積照会番号：1 2 3 - 4 5 6

助成事業の住所・名称が記載されていること

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光発電設備					
	設備費	1	式		1,400,000	
	工事費	1	式		1,800,000	
	諸経費	1	式		300,000	
	蓄電池設備					
	設備費	1			4,400,000	
	工事費	1			2,000,000	
	諸経費	1			300,000	
A-11	全体値引き	1			-200,000	
	※各項目の詳細は次ページ明細へ記載					
	事業費合計				10,000,000	

特記事項

共通様式と一致させること(税抜額)

明細番号	品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光発電					
	【設備費】	①～③共通様式2内訳と一致させ記載すること 以降も同様				
① A-1	PV(太陽光モジュール) ②	10	枚	50,000	③ 500,000	
	クール・ネットソーラー					共通様式1-2設備の概要記載設備と一致すること ※型式が一致しない場合再提出を求めます。
	PV-400CNT					
A-2	PCS(パワーコンディショナ)	2	台	200,000	400,000	
	クール・ネットソーラー					共通様式1-2設備の概要記載設備と一致すること ※型式が一致しない場合再提出を求めます。
	PCS-5.00CNT					
A-3	太陽光発電 電材費	1	式			
	アレイケーブル (ABCケーブル)	5	セット	40,000	200,000	
	保護管	1	巻	20,000	20,000	
	雑材消耗品	1	式	280,000	280,000	
	設備費 小計				1,400,000	
	【工事費】	一式項目にまとめた場合、内訳がきちんと記載されていること ※内訳の内容や金額が不明の場合は再提出を求めます。				
A-4	太陽光発電 施工費	1	式			
	モジュール設置工事費	10	kw	15,000	150,000	
	モジュール架台設置工事費	10	kw	30,000	300,000	
	パワコン設置工事費	10	kw	20,000	200,000	
	太陽光発電設備電気工事費	1	式	300,000	350,000	
	揚重工事	1	式	700,000	700,000	
	電力申請費	1	式	100,000	100,000	対象外
	工事費 小計				1,800,000	
	【間接費】					
A-5	太陽光発電 間接費	1	式			
	現場管理費	1	式	100,000	100,000	
	交通運搬費	1	式	100,000	100,000	
	一般管理費	1	式	100,000	100,000	
	間接費 小計				300,000	

明細番号	品名・型式	数量	単位	単価	金額	備考
	蓄電池	※蓄電池とパワーコンディショナーのセット販売品の場合はセット金額のみでなく設備毎で金額が明確になるように記載してください。				
	【設備費】					
A-6	(蓄電池)	5	台	520,000	2,600,000	
	クール・ネットソーラー	共通様式1-2設備の概要記載設備と一致すること ※型式が一致しない場合再提出を求めます。				
	BATTERY-5-CNT					
A-7	防災時用コンセント	1	式	200,000	200,000	
	クール・ネットソーラー					
A-8	蓄電池 電材費	1	式			
	ケーブル CVT60口	100	m	5,000	500,000	
	ケーブル CV8口-3C	100	m	1,000	100,000	
	ケーブル IV8口	200	m	500	100,000	
	ケーブル VVF2.0-2C	100	m	150	15,000	
	保護管 G82	20	本	15,000	300,000	
	保護管 G28	20	本	4,000	80,000	
	保護管 PFD	1	巻	20,000	20,000	
	雑材消耗品	1	式	485,000	485,000	
	設備費 小計				4,400,000	
	※材料費についても内訳を求める場合があります。					
	【工事費】					
A-9	蓄電池 施工費	1	式			
	蓄電池設置工事費	5	台	150,000	750,000	
	蓄電池電気工事費	1	式	250,000	250,000	
	楊重工事	5	式	200,000	1,000,000	
	工事費 小計				2,000,000	
	【間接費】					
A-10	蓄電池 間接費	1	式			
	現場管理費	1	式	100,000	100,000	
	交通運搬費	1	式	100,000	100,000	
	一般管理費	1	式	100,000	100,000	
	間接費 小計				300,000	

④領収書作成の例【太陽光発電の場合】

2020/〇〇/△△

領 収 書収入
印紙

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

創エネ推進部

☐ 会 株
☐ 社 式

合計金額(税込)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

但し、 として

上記の金額、正に受領致しました

東京都江東区□□□-3-3-B

[TEL:03-2222-2222](tel:03-2222-2222)

事業名：一般財団法人△△△ 太陽光・蓄電池導入事業

領収書No：

見積照会No

承認	検印	担当

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設置工事費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

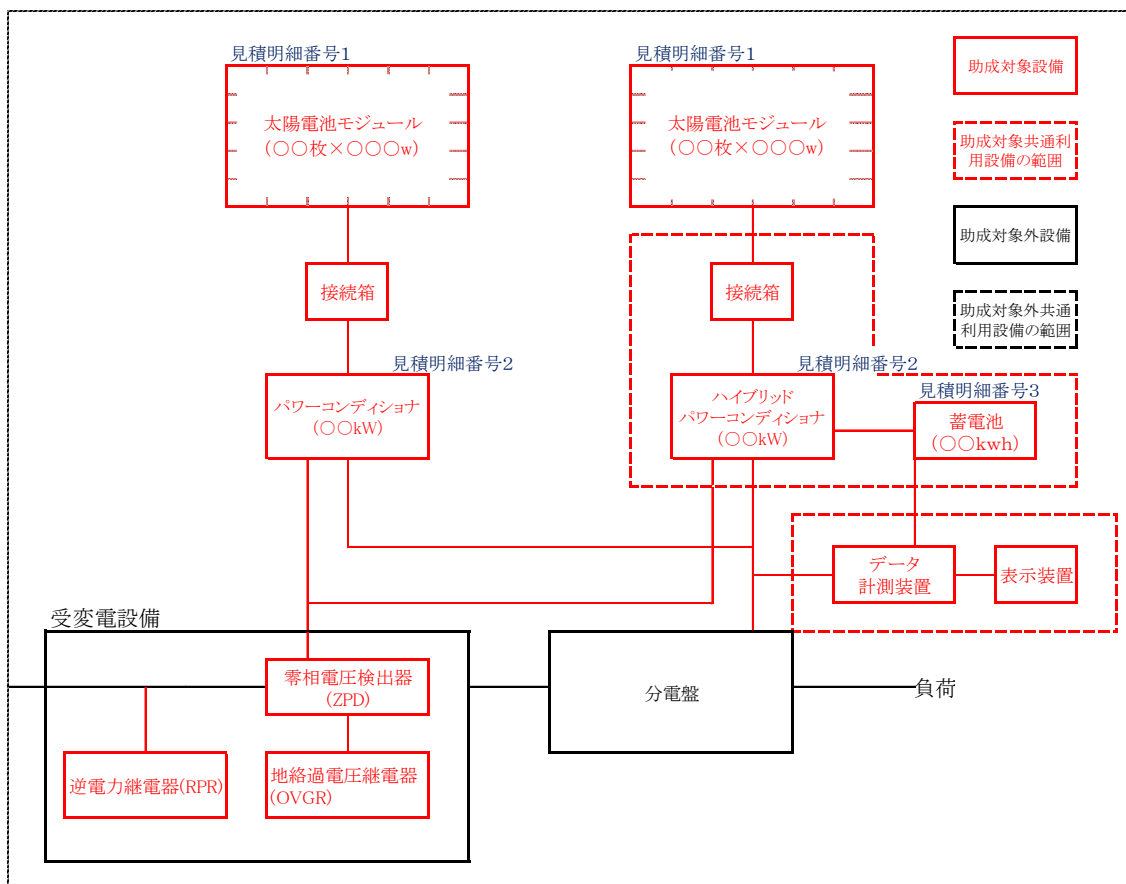
事業費の精算が確認できるよう、納品書・
領収書等を準備してください

備考：

⑤ システム系統図

【太陽光発電の場合】

見本



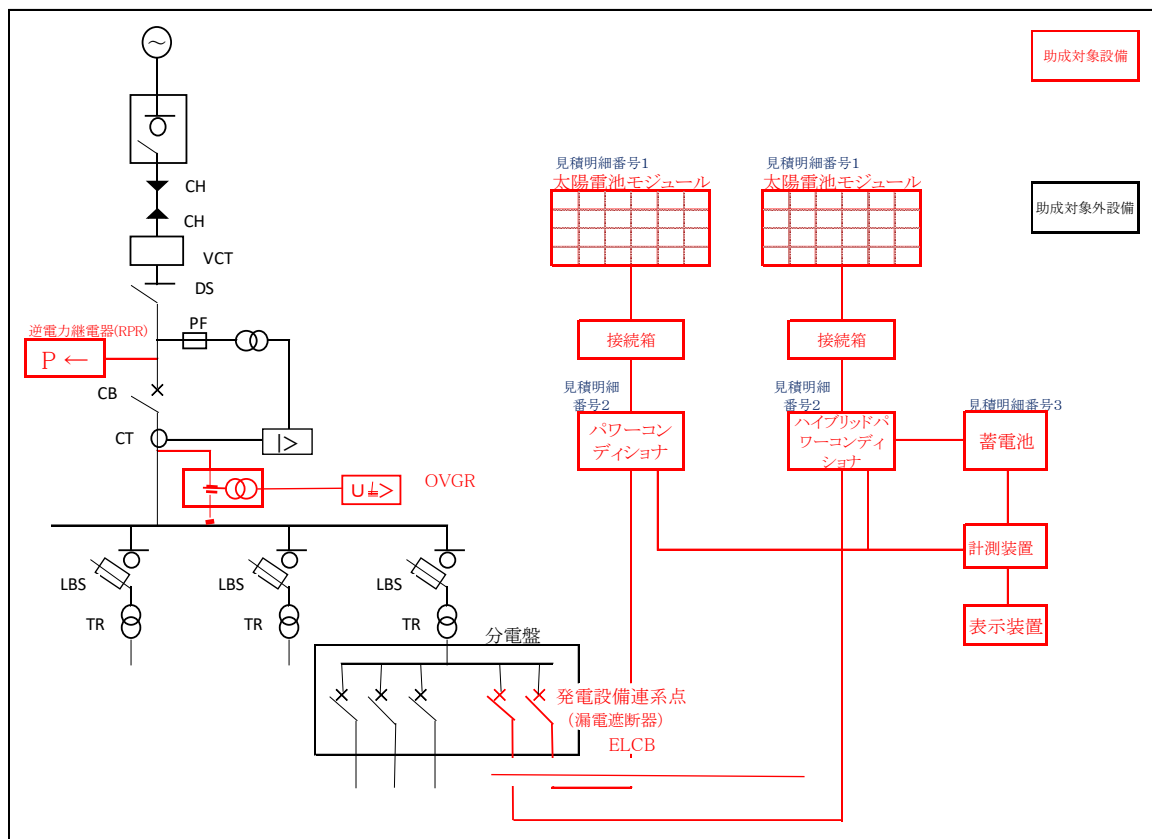
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- 発電設備については、機器の能力(出力、容量、機器能力)を記載してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書（共通様式1（2. 設備の概要））」及び「助成対象事業経費算出書（共通様式2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

⑥単線結線図

【太陽光発電の場合】

見本



※ 発電設備等を導入する場合に提出してください。

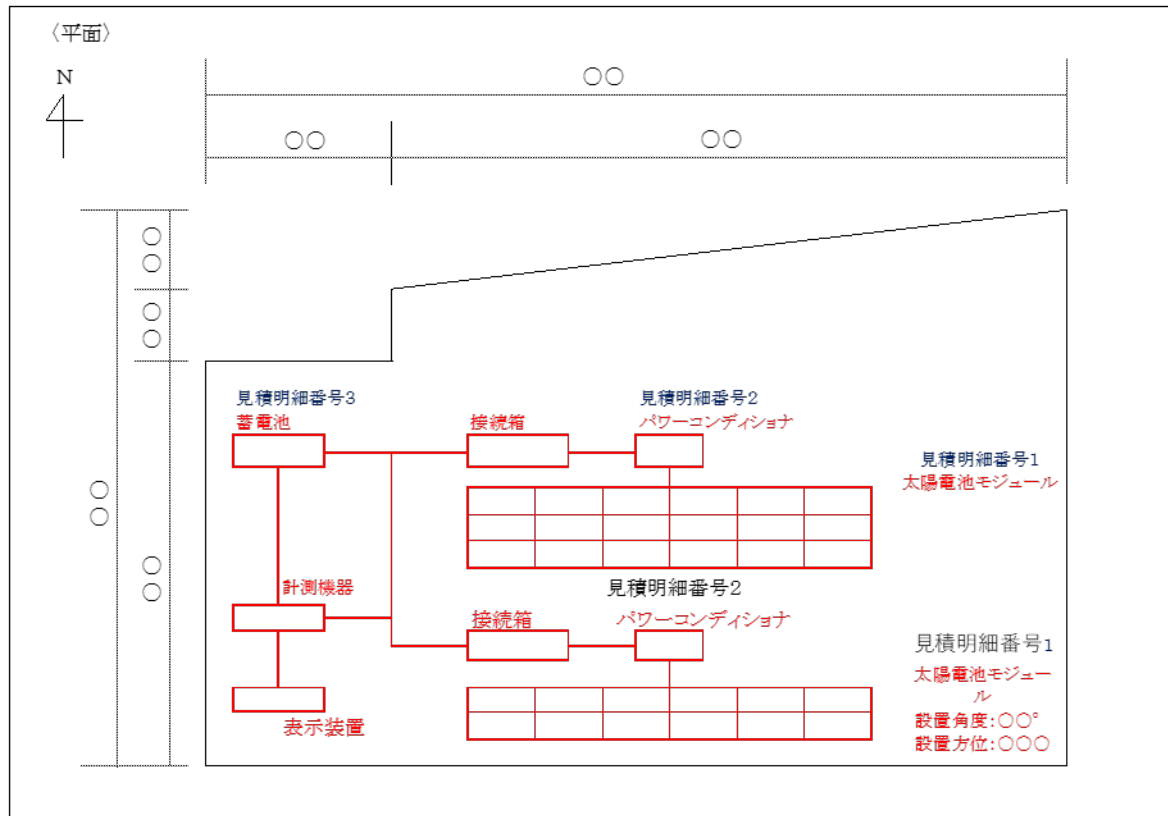
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書（共通様式1（2．設備の概要））」及び「助成対象事業経費算出書（共通様式2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

⑦ 機器配置図

【太陽光発電の場合】

見本



助成対象設備

助成対象外設備

以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
- 「事業実施計画書（共通様式1（2．設備の概要）」に記載した設備はすべて平面図へ記載してください。
- 太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書（共通様式1（2．設備の概要）」及び「助成対象事業経費算出書（共通様式2）」に記載した見積明細番号、型式名を記載してください。

6. よくある質問

6.1 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の助成金との併給はできますか？

A.101

併給可能です。詳細は本手引き 2.5 助成金の額をご確認ください。

ただし、本事業以外で都又は公社、若しくは区市町村が実施する都の資金を原資とした助成金とは、併給できません。

※国や他の自治体等の助成金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の助成金担当窓口に併給できるかご確認ください。

Q.102 設備の導入施設の建物登記を申請していないため、現在事項証明書(建物)がありません。助成金を申請できますか？

A.102

事前に公社へお問い合わせください。

Q.103 申請事業者の住所が東京都外なのですが、申請できますか？

A.103

設備の導入施設及び消費施設が都内であれば申請可能です。設備の導入施設及び発電した電力の消費施設が都外(東京電力エリア内)の場合は、地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業(都外設置)の手引きを確認してください。

Q.104 交付申請書類の提出後に、再エネ設備の仕様、システムを変更することはできますか？

A.104

ご提出いただいた申請書類のうち、交付決定前の変更に関しては、申請を取り下げいただく場合があります。

交付決定後から助成事業完了までに変更が必要な場合は、計画変更を事前に公社まで提出してください。

詳しくは計画変更が判明した時点で公社までご相談ください。

〈計画変更の届出が必要な例〉

◆助成対象経費の内訳が変更または減額となる場合

◆「事業実施計画書(共通様式1) 2. 設備の概要」に記載されている主要設備が変更となる場合

Q.105 現地調査を行うことはありますか？

A.105

必要に応じて行う場合があります。現地調査を行う際は、ご協力をお願いします。

Q.106 申請前に提出書類をメール又は対面で確認してもらえますか？

A.106

交付申請書提出前の確認は事前審査に当たるため、対応できません。

Q.107 廃材等を利用したバイオマス発電設備とバイオマス熱利用設備の同時導入を検討していますが、可能ですか。

A.107

可能です。バイオマス熱利用設備は、都内設置（発電設備・熱利用設備）でご申請ください。

Q.108 農地の一時転用許可はいつまでに必要ですか。

A.108

農地法に基づく一時転用許可は、実績報告時に許可書の写しを提出してください。また、交付申請時点では、一時転用許可を申請したことが確認できる書類（既に一時転用許可書を取得している場合は、その写し）を提出してください。

Q.109 営農型太陽光発電を設置する事業を実施する場合、作物に制約はありますか。

A.109

特に制約は設けていませんが、以下のように、パネル下部での農業生産が確実に行われるように努めてください。

- ・1年目から収穫販売が見込まれること
- ・永年性作物を栽培する場合、または荒廃農地を再生する場合には、3年以内に収穫販売が見込まれること

Q.110 営農型太陽光発電設備を設置する事業において、発電事業者が営農者又は土地所有者と同一のグループ会社とは、どのような関係の会社でしょうか。

A.110

同一のグループ会社の関係性は、下記のとおりです。

- ① 親会社^{※1}と子会社^{※2}
- ② 親会社と関連会社^{※3}
- ③ 子会社と子会社
- ④ 子会社と関連会社

※1 親会社とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう(会社法第二条第四号)。

※2 子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう(会社法第二条第三号)。

※3 関連会社とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。)をいう(会社計算規則第二条第3項第二十一号)。

6.2 助成対象について

Q.201 国及び都、区市町村地方公共団体保有の建物で、発電した電力を消費する場合は、助成対象事業となりますか？

A.201

国及び都を含む地方公共団体保有の建物で、発電した電力を消費する場合、助成対象外となります。

Q.202 既に再エネ発電設備を設置しているのですが、蓄電池のみの申請は助成対象事業となりますか？

A.202

都内の特定の施設に設置する場合に限り対象となります。詳しくは「蓄電池単独設置」の助成金申請の手引きをご確認ください。

Q.203 既設の再エネ設備と今回申請分の新設再エネ設備を接続しても助成対象事業となりますか？

A.203

対象となります。ただし、既設設備との共通利用設備がある場合は、既設設備と経費按分を行い、既設設備利用分にあたる経費は対象外となります。例えば太陽光の場合のパネルのみなど、発電システムの一部のみの導入を助成することはできません。新設部分だけでも

システムとして成り立つ必要があります。

Q.204 電力の消費先が企業の社員寮や学生寮、教員寮、社宅は助成対象事業となりますか？

A.204

事業専用部と住居部(学生寮、教員寮、社宅等)で、明確に再生可能エネルギーの使用を切り分けられることが確認できる場合(電力の場合は、事業専用部分と住居部分の電気契約が切り分けられている場合)は、事業専用部のみ対象となります。住居部が切り分けられない場合は対象外です。

事前に公社までお問い合わせください

Q.205 助成対象経費がわかる一覧表などがありますか？

A.205

助成対象経費は以下の通りです。こちらに記載がなく、判断が難しい場合は、公社までお問い合わせください。

助成対象経費及び助成対象外経費の区分				
過剰な経費とならないことを前提に対象・対象外の区分をしております。申請内容により下記の通りとならない場合があります。				
	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
設計費	設計費(基本設計、実施設計)	共通	電力会社との協議等に係る費用	共通
	事前調査費	共通	補助金、助成金の申請費用	共通
			建築確認申請費用	共通
設備費	再エネ発電設備	共通	蓄電池（可搬式のもの）	共通
	蓄電池(発電設備により充電するもの)	共通	売電買電用電力量計	共通
			日射計、気温計、避雷針	共通
	ダウントランス	共通	HEMS、BEMS等助成対象機器以外を計測できる機器	共通
	地絡過電圧継電器（OVGR）	共通		
	逆電力継電器（RPR）	共通		
	接続箱	共通		
	計測装置、モニター、データ表示システム	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	架台（ソーラーカーポートを含む。）	太陽光		
	オプティマイザー、マイクロインバーター、追尾式架台等の高効率化に資する機器	共通		
	特定負荷分電盤等防災時利用設備	共通		
工事費	機械基礎工事費	共通	機械基礎以外の工事費（土地造成、整地、地盤改良等）	共通
	法令で義務付けられている工事費	共通		
	機械設置に必要な足場の仮設費	共通	建屋工事費	共通
	諸経費、一般管理費、共通仮設費 法定福利費	共通	既存構築物及び土砂の撤去、移設、処分に係る費用	共通
	試運転調整費、機械損料、養生費	共通	仮設電源工事費(電源車、発電機等)	共通
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	主任技術者立会費	共通		
	産廃処分費（製品梱包材などの工事端材）	共通		
	安全対策費	共通		
	使用前自己確認試験費用	共通		
その他			消費税	共通
			各種保険・保証料（設備の延長保証を含む。）	共通
			FIT、FIP認定による売電を行うシステム	共通
			通信費（SIMカード利用料を含む。）	共通

※上記記載以外の項目について不明の場合、事前に別途公社へ相談してください

Q.206 総務省電波利用ホームページ(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ele/pvsystem/index.htm>)に、太陽光発電システムからの不要電波の発射による無線設備への障害事例が報告されています。電力線の遮蔽を行うなど無線通信への影響を低減する対策を講じる場合、助成対象経費に含まれますか？

A.206

助成対象です。助成対象経費の内訳に記載してください。

6.3 申請方法について

Q.301 交付決定等のお知らせはいただけるのでしょうか？

A.301

交付決定通知書等を助成事業者へ送付いたします。希望があれば、手続代行者へ送付先を変更することは可能です。

メール、電話等で別途ご連絡はいたしません。

Q.302 助成金申請を請負業者などに代行していただくことはできますか？

A.302

可能です。手続代行者をたてる場合、申請書への記載が必要となります。

詳しくは本手引き 3.3 手続代行者をご参照ください。

Q.303 複数の設備間に共通で利用する設備がある場合、どのように経費を計算すればよいのでしょうか？

A.303

共通設備の経費は次のように算出します。再エネ設備の定格出力を用いて経費を按分してください。再エネ設備と蓄電池間で利用する場合、再エネ設備の定格出力と蓄電池の定格容量で経費を按分してください。詳しくは、本手引き 2.4 助成対象経費をご確認ください。

Q.304 交付申請時に提出するのは1社の見積書でよろしいですか？

A.304

複数社必要となります。複数社とは2社以上となります。設備と施工で分けて契約を行うことを想定している場合などは、各項目それぞれで2社以上見積提出お願いいたします。

Q.305 リースを活用した場合、利益排除の必要有無はどのように確認すればよいのでしょうか？

A.305

リース使用者と工事請負会社との関係性、またはリース事業者と工事請負業者との関係性を確認してください。資本関係が本事業の利益排除の規定に該当する場合は、利益排

除の対応が必要です。詳しくは、本手引き 2.4 助成対象経費をご確認ください。

Q.306 共同申請者とはどのような事業者が該当しますか？

A.306

共同申請者とは以下の立場の事業者が該当します。

- ① リースを活用する場合におけるリース使用者
- ② 第三者所有モデル等を活用する場合における発電された電力の需要家
- ③ 営農型太陽光発電を設置する事業における営農者（発電事業者と営農者が異なる場合）

Q.307 導入予定の太陽電池モジュール、蓄電池の第三者機関による認証が取れていません。規格に準拠した同性能の機器でもよいでしょうか？

A.307

準拠では申請不可です。第三者機関による認証が取れていることを示していただくことが必要です。

6.4 その他

Q.401 施工業者、申請者、手続代行者、リース会社は東京都内の事業者を選ばなければなりませんか？

A.401

東京都外の事業者でも構いません。

Q.402 交付申請書類提出から交付決定までの期間はどのくらいですか？

A.402

交付申請書を受理してから、2～3ヵ月ほどが目安となります。書類に不備があり修正、再提出いただくことになると、その期間は審査が止まってしまいますので、その期間が長くなるほど交付決定に時間がかかります。

また、交付申請書を提出すると受理前に提出書類を確認します。その期間は上記期間には含まれないため、提出書類に不備や不足がない書類を提出してください。

Q.403 余剰売電を行ってもよいのでしょうか？

A.403

FIT または FIP 制度によらず、休日等の発電電力を売電することは問題ありません。

ただし、発電設備の年間発電量は、需要先の年間消費電力量の範囲内とします（本手引き 2.3 助成対象設備参照。）。20kW 未満の場合には、実績報告までに余剰売電に関する契約書等をご提出いただく場合があります（発電設備を導入する場合は、余剰売電の有無は、共通様式1（WEB）に必ずチェックしてください。）。

Q.404 省エネ診断は都外事業所で、受診できますか？

A.404

受診できません。都内事業所で受診ください。詳細は省エネ診断の担当窓口まで連絡してください。本事業とは窓口が異なりますので、ご注意ください。

Q.405 再エネ設備から発電された電力を、建物所有者等に売電することはできますか？

A.405

要件を満たした上で、売電を行うことができます。詳しくは、本手引き 2.2 助成対象事業者 (5)をご確認ください。

なお、売電を行う場合には売電に関する契約書等をご提出いただく場合がありますのでご相談ください。

Q.406 助成対象設備の発注、契約、支払いはいつから可能ですか。

A.406

本事業により導入する助成対象設備の発注、契約、支払いは交付決定日以降に実施してください。契約締結日が交付決定日より前の経費については助成対象経費として認められません。交付決定日より前に発注、契約、支払いをした経費を助成対象として申請することはできません。

なお、キュービクル(高圧受変電設備)内に設置する「RPR / 逆電力継電器」「OVGR / 地絡過電圧継電器」「ZPD / 零相電圧検出装置/検出器」「変圧器(トランス)」などの納期が長期化している昨今の情勢を踏まえ、補助事業の期間内に納期が間に合わない見込みの場合はキュービクル関係の機器を助成対象外経費として、助成対象経費とは別の発注、契約であることを条件(助成対象内外設備の一括発注は不可)に交付決定日より前の発注を可とします。

Q.407 助成金の残高について知ることはできますか。

A.407

残高状況によっては公社 HP 上で公表する場合もございますが、以下の HP 上で公表されていない場合には、お問合せいただいても回答しておりません。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3>

Q.408 再エネに関する技術的な相談を受けたいのですが、ご紹介いただけますか。

A.408

公社では、温暖化対策に取り組む都内の事業者への技術パートナーとして、技術的助言や指導を行う「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」を紹介しています。詳しくは、[コチ](#)
[エ](#)より確認してください

地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
助成金申請の手引き
〈都内設置（地域活性化につながる再エネ設備）〉
Ver.1.0

□発行・編集 令和7年4月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 17階